

市町別主要指標

(令和5年)

区分	総数	西部			西部東	東部	福山	北部
		廣島	呉					
面積 (K m ²)	7,054.57	568.15	1,599.45	453.55	796.49	1,034.53	577.73	2,024.67
世帯数	523,196	64,345	76,717	115,265	99,556	109,571	20,208	37,534
総人口	1,100,182	140,501	166,600	226,729	212,470	228,770	44,070	81,042
0～4歳	35,170 (3.2)	5,048 (3.6)	6,482 (3.9)	5,987 (2.6)	8,018 (3.8)	6,276 (2.7)	931 (2.1)	2,428 (3.0)
5～9歳	44,144 (4.0)	6,372 (4.5)	7,382 (4.4)	7,759 (3.4)	9,675 (4.6)	8,510 (3.7)	1,447 (3.3)	2,999 (3.7)
10～14歳	48,396 (4.4)	6,348 (4.5)	7,523 (4.5)	8,994 (4.0)	10,597 (5.0)	9,787 (4.3)	1,714 (3.9)	3,433 (4.2)
15～19歳	49,412 (4.5)	6,240 (4.4)	7,504 (4.5)	9,606 (4.2)	10,883 (5.1)	9,866 (4.3)	1,852 (4.2)	3,461 (4.3)
20～24歳	47,564 (4.3)	5,985 (4.3)	6,983 (4.2)	10,240 (4.5)	10,885 (5.1)	8,915 (3.9)	1,681 (3.8)	2,875 (3.5)
25～29歳	43,557 (4.0)	5,651 (4.0)	7,376 (4.4)	8,658 (3.8)	10,117 (4.8)	7,585 (3.3)	1,371 (3.1)	2,799 (3.5)
30～34歳	47,179 (4.3)	6,385 (4.5)	8,112 (4.9)	8,901 (3.9)	10,661 (5.0)	8,634 (3.8)	1,447 (3.3)	3,039 (3.7)
35～39歳	55,892 (5.1)	7,933 (5.6)	9,270 (5.6)	10,107 (4.5)	12,051 (5.7)	10,948 (4.8)	1,859 (4.2)	3,724 (4.6)
40～44歳	62,233 (5.7)	8,490 (6.0)	9,752 (5.9)	11,975 (5.3)	13,301 (6.3)	12,468 (5.5)	2,045 (4.6)	4,202 (5.2)
45～49歳	77,040 (7.0)	9,779 (7.0)	11,971 (7.2)	15,569 (6.9)	15,945 (7.5)	15,623 (6.8)	2,931 (6.7)	5,222 (6.4)
50～54歳	76,474 (7.0)	9,652 (6.9)	11,902 (7.1)	16,466 (7.3)	15,271 (7.2)	15,427 (6.7)	2,993 (6.8)	4,763 (5.9)
55～59歳	65,717 (6.0)	8,416 (6.0)	10,052 (6.0)	13,790 (6.1)	12,842 (6.0)	13,553 (5.9)	2,715 (6.2)	4,349 (5.4)
60～64歳	67,665 (6.2)	8,766 (6.2)	9,428 (5.7)	13,742 (6.1)	12,336 (5.8)	15,023 (6.6)	2,971 (6.7)	5,399 (6.7)
65～69歳	72,667 (6.6)	9,713 (6.9)	9,934 (6.0)	14,590 (6.4)	12,142 (5.7)	16,713 (7.3)	3,361 (7.6)	6,214 (7.7)
70～74歳	93,457 (8.5)	11,750 (8.4)	13,056 (7.8)	20,198 (8.9)	15,444 (7.3)	21,102 (9.2)	4,329 (9.8)	7,578 (9.4)
75～79歳	76,496 (7.0)	9,102 (6.5)	10,648 (6.4)	18,499 (8.2)	12,354 (5.8)	16,892 (7.4)	3,338 (7.6)	5,663 (7.0)
80歳以上	137,119 (12.5)	14,871 (10.6)	19,225 (11.5)	31,648 (14.0)	19,948 (9.4)	31,448 (13.7)	7,085 (16.1)	12,894 (15.9)
人口密度	156.0	247.3	104.2	499.9	266.8	221.1	76.3	40.0
高齢化率	34.5%	32.3%	31.7%	37.5%	28.2%	37.7%	41.1%	39.9%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面積…「令和5年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和5年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口/面積

常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和5年度)

	項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考	
西 部	エイズ	HIV抗原抗体検査	毎月第3水曜日	9:00～15:00	西部保健所2階相談室	・要予約	
	梅毒	梅毒検査	毎月第3水曜日	9:00～15:00	西部保健所2階相談室		
	肝炎	B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	9:00～12:00	西部保健所2階相談室		
	精 神 保 健 福 祉 相 談	精神科医師による相談		令和5年4月20日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	・要予約
				令和5年5月11日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年5月26日(金)	14:00～16:00	大竹市役所	
				令和5年6月15日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年7月12日(水)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年8月3日(木)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ	
				令和5年9月1日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年10月19日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年11月2日(木)	14:00～16:00	大竹市役所	
				令和5年11月17日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
				令和5年12月21日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
令和6年1月17日(水)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ					
令和6年2月15日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室					
令和6年3月1日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室					
西 部 広 島	こころの健康相談	精神科による相談	令和5年9月15日(金)	13:30～15:30	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常及1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)	
			令和5年5月29日(月) 令和5年7月31日(月) 令和5年11月27日(月) 令和6年3月18日(月)	13:30～15:30	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3257)	
			令和5年 6月12日(月) 令和5年 12月18日(月)	13:30～15:30	海田町福祉センター (安芸郡海田町日の出町2-35)	海田町健康づくり推進課 (082-823-4418)	
			令和5年8月22日(火) 令和5年12月5日(火) 令和6年3月8日(金)	13:30～15:30	熊野町中央地域健康センター (安芸郡熊野町中溝1-11-1)	熊野町健康推進課 (082-820-5637)	
			令和5年8月24日(木) 令和6年2月6日(火)	13:30～15:30	坂町保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保健課 (082-895-3131)	
			令和5年9月13日(水)	13:30～15:30	続柄センター健康福祉課 (山県郡安芸太田町大字下殿河内236)	安芸太田町健康づくり課 (0826-22-0196)	
			令和5年7月26日(水) 令和5年11月29日(水)	13:30～16:00	千代田開発センター (山県郡北広島町青田1234-1)	北広島町保健課健康増進係 (050-5812-1853)	
島	エイズ	HIV抗体検査	毎月第1火曜日	13:00～15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
	肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13:00～15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
西 部 兵	エイズ等対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	毎月第3水曜日 (7・9月は第2水曜日)	9:00～12:00 (6月は9:00～16:00)	西部保健所呉支所	予約制	
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日 (7・9月は第2水曜日)	9:00～12:00	西部保健所呉支所	予約制	
	精神保健福祉相談	精神保健	毎月第2金曜日 (8月は第3金曜日)	13:30～15:00	江田島市	予約制	
西 部 東	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	原則第1火曜日	13:00～14:00	西部東保健所	予約制	
	精神保健	精神保健相談	原則第2木曜日	13:30～15:00	西部東保健所 7月・12月は竹原市保健センター	予約制	
	エイズ・性感染症対策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原則第1・3火曜日	第1火曜日: 9:00～11:00 第3火曜日: 9:00～11:00 13:00～14:00	西部東保健所	予約制	
東 部	感染症対策	肝炎ウイルス検査及び相談	第3木曜日	9:30～10:45 13:00～15:00	東部保健所相談室 及び診察処置室	予約制	
		HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	第1木曜日 第3木曜日	9:30～10:45 13:00～15:00 ※第1木曜日は午前のみ			
	精神保健福祉	精神保健福祉相談	第3水曜日	13:30～15:30	次のいずれかの場所で開催 ・尾道庁舎 ・東部建設事務所三原市所 ・健康保健福祉センター	予約制	
東 部 福 山	健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第3火曜日	13:30～15:30	東部保健所指導室	予約制	
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日 (祝日を除く)	14:00～15:30	福山庁舎	要予約	
	母子保健対策	長期療養児療育相談	年6回	13:00～15:00	福山庁舎	保健師等による相談	
福 山	栄養改善対策	アレルギー相談	随時	9:00～17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談	
	感染症対策	エイズに関する相談	随時	8:30～17:15	福山庁舎	保健師等による相談	
	精 神 保 健 福 祉 対 策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査	第2火曜日	9:00～15:30	福山庁舎		
ひきこもり・うつ等専門相談			年12回	13:00～15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉相談員等による相談	
心の健康相談			年2回	13:00～15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談	
北 部	心 の 健 康 相 談	心の健康相談	年6回	13:00～15:00	神石高原町保健福祉センター	精神保健相談医による相談	
		ろうあ者専門相談	生活、福祉相談	原則として、 月曜日～金曜日	10:00～16:45	三次庁舎第3庁舎	
		精 神		毎月第3火曜日 〔6月は第5金曜日〕 〔8月は第2火曜日〕	13:00～14:30	三次庁舎第3庁舎	予 約 制
令和5年8月29日(火)	14:00～15:00			庄原市役所東城支所			
令和5年9月27日(水)				庄原市役所 西城保健福祉センター			
北 部	エイズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	毎月第4水曜日 〔11月は第3水曜日〕	9:00～11:00 (6月・12月は 13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎		
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査					

食品営業等相談日

(令和5年度)

	項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
西 部 北 部	食品営業等相談	食品営業許可等申請・届出及び事前相談	原則毎月第1水曜日	10:00～15:00	総務市民センター	原則予約制
北 部	庄原サテライト	食品衛生の許可等相談	毎月第2・4水曜日 (当日が祝日の場合には開催しない)	10:00～15:00	庄原庁舎第3庁舎	

管内の状況 一覧

(令和5年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
(※)保 育 所 公 立	5	5	-	-	-	-	-	-	
(※) 私 立	11	11	-	-	-	-	-	-	
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)児 童 館	3	3	-	-	-	-	-	-	
(※)児 童 遊 園	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	50	15	-	-	11	17	-	7	
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	1,150	324	-	-	366	389	-	71	令和5年4月1日現在
介 護 医 療 院	15	5	-	-	3	6	-	1	
病 院	151	13	11	30	20	22	45	10	
病 院 病 床 数	23,734	2,376	1,850	4,371	3,238	4,037	6,176	1,686	
一 般 診 療 所	1,374	122	149	242	176	205	394	86	
歯 科 診 療 所	825	72	95	144	102	121	252	39	
歯 科 技 工 所 数	141	28	28	-	27	39	3	16	
助 産 所	28	4	10	-	4	8	1	1	
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	475	47	122	7	82	153	22	42
	柔道整復師法関係	258	48	47	4	57	67	10	25
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	98	14	33	2	14	28	3	4	
衛 生 検 査 所	6	-	1	-	2	1	-	2	
給 食 施 設 数	809	114	137	18	166	201	45	128	
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	8,532	1,365	1,311	215	1,618	2,549	477	997	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	4,564	639	720	168	1,011	1,286	223	517	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	8,043	642	997	254	1,133	2,816	905	1,296	
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	727	229	68	47	117	201	10	55	
犬 の 登 録 頭 数	49,595	7,543	8,138	810	11,316	12,223	4,181	5,384	
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)上 水 道 事 業	12	6	-	-	2	2	-	2	
簡 易 水 道 事 業	5	4	-	-	-	1	-	-	
(※)専 用 水 道	8	8	-	-	-	-	-	-	
薬 局	532	78	89	11	114	159	29	52	
店 舗 販 売 業	212	28	37	6	44	60	11	26	
卸 売 販 売 業	76	6	8	-	21	30	1	10	
既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 例 販 売 業	14	-	2	6	-	-	1	5	

管内の状況 一覧

(令和5年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	517	61	91	8	121	151	27	58	
管理医療機器販売業・貸与業	2,686	288	502	66	650	683	281	216	
麻 薬 取 扱 者	3,815	419	342	298	500	696	1,299	261	
(※)温 泉 利 用 施 設	10	10	-	-	-	-	-	-	
ば い 煙 発 生 施 設	1,255	263	258	67	137	436	94	-	
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	243	8	33	-	19	158	25	-	
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	39	16	1	-	-	20	2	-	
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	615	43	192	33	122	156	69	-	
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	819	88	205	30	37	319	140	-	
水 銀 排 出 施 設	47	14	9	1	8	13	2	-	
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	79	18	11	1	2	37	10	-	
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	2,960	446	796	124	227	1,064	303	-	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	619	20	367	24	27	34	130	17	
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	401	44	81	13	34	156	73	-	
汚 染 土 壌 処 理 業	1	-	-	1	-	-	-	-	
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	2	-	2	-	-	-	-	-	
(※) R D F 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資 源 化 施 設 (RDF 施 設 を 除 く)	5	-	5	-	-	-	-	-	
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) し 尿 処 理 施 設	1	-	1	-	-	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	2,059	194	250	26	352	396	708	133	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	42	10	10	-	13	-	7	2	
産 業 廃 棄 物 処 分 業	241	34	49	8	48	55	19	28	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	16	4	6	-	5	-	1	-	
中 間 処 理 施 設	296	30	47	13	38	100	42	26	
最 終 処 分 場	29	3	3	4	3	15	1	-	
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	256	28	43	8	40	88	13	36	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	1	1	-	-	-	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	363	35	110	10	64	90	18	36	
自 動 車 リ サ イ ク ル 引 取 業 者	176	21	32	1	52	35	15	20	
フロン類 回 収 業 者	86	6	17	1	29	17	7	9	
解 体 業 者	34	2	6	-	10	11	2	3	
破 碎 業 者	19	1	3	-	7	4	1	3	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。
(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和4年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名	
計	250	559	69		
小 計	53	204	34		
保 健 師	西 部	8	32	4	日本赤十字広島看護大学
	西 部 広 島	11	36	10	広島大学、安田女子大学、日本赤十字広島看護大学
	西 部 呉	5	20	4	広島文化学園大学
	西 部 東	11	44	8	広島国際大学、日本赤十字広島看護大学
	東 部	8	32	4	県立広島大学
	東 部 福 山	10	40	4	県立広島大学
	北 部	-	-	-	
小 計	62	220	32		
管 理 栄 養 士	西 部	6	24	4	県立広島大学
	西 部 広 島	14	56	8	県立広島大学、広島修道大学
	西 部 呉	7	28	4	広島女学院大学
	西 部 東	6	24	4	広島国際大学
	東 部				※コロナウイルス感染症拡大のため中止
	東 部 福 山	15	60	8	安田女子大学、福山大学
	北 部	14	28	4	安田女子大学、広島女学院大学
小 計	-	-	-		
社 会 福 祉 士					
小 計	115	115	1		
医 師	西 部	115	115	1	広島大学(オンライン)
小 計	20	20	2		
歯 科 衛 生 士	西 部 広 島	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
	東 部	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
			-		
小 計	-	-	-		
訪 問 介 護 員					
小 計	-	-	-		
そ の 他					

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和4年度)

区分	保健計画 の地域 診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(O1)	4	1	15	1	3	4	1	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 広島	2	1	9	-	3	-	-	-
西部 呉	1	-	-	-	-	-	-	-
西部 東	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	1	1	-	-	-	-
東部 福山	1	-	5	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-	4	1	-
参加延人員(O2)	(30)	(9)	(64)	(9)	(72)	(70)	(10)	(-)
西部		(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)
西部 広島	(13)	(9)	(49)	(-)	(72)	(-)	(-)	(-)
西部 呉	(15)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
西部 東	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
東部	(-)	(-)	(6)	(9)	(-)	(-)	(-)	(-)
東部 福山	(2)	(-)	(9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
北部	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(70)	(10)	(-)

区分	精神保健福祉	難病	介護保険	健康危機管理	その他	計
	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
実施回数(O1)	21	-	-	4	6	59
西部	2	-	-	2	2	6
西部 広島	4	-	-	-	3	22
西部 呉	1	-	-	-	-	2
西部 東	1	-	-	1	-	2
東部	2	-	-	1	-	5
東部 福山	5	-	-	-	-	11
北部	6	-	-	-	1	11
参加延人員(O2)	(345)	(-)	(-)	(62)	(179)	(840)
西部	(38)	(-)	(-)	(12)	(29)	(79)
西部 広島	(65)	(-)	(-)	(-)	(145)	(353)
西部 呉	(9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(24)
西部 東	(49)	(-)	(-)	(20)	(-)	(69)
東部	(23)	(-)	(-)	(30)	(-)	(68)
東部 福山	(70)	(-)	(-)	(-)	(-)	(81)
北部	(91)	(-)	(-)	(-)	(5)	(166)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部】

(令和4年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年11月27日
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、看護協会、 介護支援専門員連絡協議会、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、 民生委員・児童委員協議会、女性関係団体、市、厚生環境事務所・保健所 その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	佐川 広（大竹市医師会会長）
部 会 の 設 置	地域ケア専門部会、公衆衛生・母子保健専門部会、保健医療計画推進専門部会
総 会	第1回：令和4年5月（Web開催）、第2回：令和5年3月（Web開催）
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
	地域包括ケアシステム強化推進事業（多職種連携研修）
補 助 事 業	地域包括ケア支援事業
	公衆衛生・母子保健専門部会運営事業
	保健医療計画推進専門部会運営事業
	保健・医療・福祉団体への補助事業 圏域地对協研修会
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部広島・海田】

(令和4年度末現在)

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構 成 団 体	安芸地区医師会、安芸歯科医師会、安芸薬剤師会、済生会広島病院、マツダ株式会社マツダ病院
	安芸郡各町社会福祉協議会、海田地域公衆衛生推進協議会
	府中町、海田町、熊野町、坂町
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	片桐 則明
部 会 の 設 置	地域保健専門部会、医療福祉専門部会、地域ケア専門部会
総 会	WEB開催
理 事 会	—
事 業	事 業 名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	運営費(会議費、事務局費)
	感染症対策事業
	地域保健専門部会事業
	母子保健推進事業
	地域精神保健福祉推進事業
	食育推進・栄養改善事業
	生活習慣病予防推進事業
	保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営
	医療福祉専門部会活動事業
	地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理
	医療機関災害対応研修事業
	そ の 他

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部広島・芸北】

(令和4年度末現在)

名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)
設 立 年 月 日	平成9年10月9日
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会、安芸高田市・山県郡各歯科医師会、安芸高田市・山県郡内の病院
	安芸高田市・山県郡各薬剤師会、安芸高田市・山県郡各町、安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会
	安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会、安芸高田市・山県郡各女性連合会
	安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会、安芸高田市公衆衛生推進協議会
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
会 長	北尾 憲太郎
部 会 の 設 置	総務企画委員会、地域包括ケア推進部会、保健医療計画等検討部会、救急医療対策専門部会
総 会	WEB開催
理 事 会	—
事 業	事 業 名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	事務費・会議費(総会・総務企画委員会)
	地域包括ケア推進部会・ひろしま高齢者プランの進捗管理
	在宅緩和ケア推進事業
	歯科保健推進事業
	救急医療対策推進事業・感染症対策事業
	地域・職域連携推進事業
	こころの健康づくり事業
	食育推進事業
	母子保健推進事業
	保健医療計画等検討事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営
そ の 他	圏域地对協研修会(WEBと対面のハイブリッド開催)・福祉関係団体助成事業

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部呉】

(令和4年度末現在)

名 称	呉地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	1998/1/22
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、 民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域女性団体連絡協議会、広島県看護協会、 老人福祉施設連盟 管内2市(福祉保健部署、消防当局)、県保健所、市保健所、県厚生環境事務所
会 長	玉 木 正 治 (呉市医師会長)
部 会 の 設 置	(1) 専門委員会 ・企画調整委員会 ・救急医療専門委員会 (2) 小委員会 ・新型インフルエンザ等医療体制検討委員会 ・呉地域保健医療計画推進小委員会 ・健康ひろしま21呉圏域計画推進会議 ・産婦人科医療体制検討委員会 (3) 部会 ・救急蘇生推進部会 (4) ワーキンググループ ・地域連携体制調整ワーキンググループ ・ウイルス性肝炎地域連携パスワーキンググループ ・脳卒中クリニカルパス推進ワーキンググループ ・緩和ケア推進ワーキンググループ
総 会	2022/6/1
理 事 会	2023/3/15
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業 うつ病等地域医療連携事業
補 助 事 業	医療連携体制協議会運営事業 健康ひろしま21呉圏域計画推進事業 在宅緩和ケア研修事業 救急蘇生実地研修事業 圏域保健医療福祉推進事業(実績なし) 圏域地对協研修会
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部東】

(令和4年度末現在)

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	2002/4/1
構 成 団 体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員連絡協議会
	主な病院、訪問看護ステーション協議会、社会福祉協議会
	民生委員児童委員協議会、女性会、市町、厚生環境事務所、保健所、消防局
	住民団体、女性会、老人クラブ、老人福祉施設連盟、障害者就労・生活支援センター
	公衆衛生推進協議会
会 長	山田謙慈(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進部会、地域医療構想推進部会、地域包括ケアシステム推進部会、健康ひろしま21推進部会
総 会	令和4年5月26日(Web)、令和4年10月13日(Web)、令和5年3月24日(書面)
理 事 会	同上
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療計画等推進事業
	地域包括ケアシステム推進事業
	うつ・自殺対策推進事業
補 助 事 業	管理費(会議費、事務局費)
	感染症対策推進事業
	健康ひろしま21推進事業
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【東部】

(令和4年度末現在)

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	1997/10/30
構 成 団 体	三原市、尾道市、世羅町
	三原市医師会、尾道市医師会、因島医師会、世羅郡医師会
	三原赤十字病院、JA尾道総合病院、因島総合病院、公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会、尾道市歯科医師会、因島歯科医師会、竹原・豊田歯科医師会、御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会、尾道薬剤師会、因島薬剤師会、東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会、尾道市公衆衛生推進協議会、世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会、尾道市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会、尾道市連合民生委員児童委員協議会、世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
広島県東部厚生環境事務所、広島県東部保健所	
会 長	小園亮次(三原市医師会長)
部 会 の 設 置	理事会、常任理事会 保健医療計画委員会、健康ひろしま21計画委員会、精神保健福祉対策検討委員会、感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会等の開催
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
	感染症対策推進事業
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【東部福山】

(令和4年度未現在)

名 称	福山・府中地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年3月4日
構 成 団 体	福山市医師会、松永沼隈地区医師会、深安地区医師会、府中地区医師会、独立行政法人国立病院機構福山医療センター
	福山市民病院、福山市歯科医師会、府中地区歯科医師会、神石郡歯科医師会
	福山市薬剤師会、広島県老人福祉施設連盟(福山ブロック)
	福山市社会福祉協議会、府中市社会福祉協議会、神石高原町社会福祉協議会
	福山市、府中市、神石高原町
会 長	福山市保健所、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所 木村 俊治 (松永沼隈地区医師会)
部 会 の 設 置	理事会、運営委員会、保健医療計画委員会、救急医療委員会、健康増進計画委員会、感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上部構成団体の長
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会
	運営委員会
	保健医療計画委員会
	救急医療委員会
	健康増進計画委員会
	うつ・自殺対策医療連携協議会
	感染症対策検討委員会
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【北部】

(令和4年度末現在)

名 称	備北地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成13年12月13日
構 成 団 体	三次市・庄原市
	三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク
	市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
	庄原市公衆衛生推進協議会
	三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会
	北部保健所・北部厚生環境事務所
会 長	鳴戸謙嗣(三次地区医師会長)
部 会 の 設 置	地域包括ケア支援専門部会, 健康ひろしま21推進専門部会, 保健医療計画推進専門部会, 感染症対策専門部会
総 会	
理 事 会	令和4年5月26日、令和4年10月27日、令和5年3月16日
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成
	三次・庄原地区多職種連携会議研修費助成
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和4年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	18	52	10	
医 師	9	26	5	
西 部 東	8	24	3	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
東 部	1	2	2	公立みつぎ総合病院
歯 科 医 師				

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【全県】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		1,601	551	55	331	49	517	20	11	3	26	26	12	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	-	347	47	176	27	353	15	9	2	14	14	6	
	訪問介護	-	43	25	14	5	114	8	5	1	1	2	-	
	訪問入浴介護	12	3	4	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	106	9	1	26	12	42	3	2	1	3	7	-	
	訪問リハビリテーション	24	3	-	15	2	1	-	-	-	2	-	1	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	186	73	12	20	1	74	2	2	-	1	1	-	
	通所リハビリテーション	76	4	-	58	4	-	-	-	-	3	3	4	
	短期入所生活介護	200	185	-	4	-	9	-	-	-	2	-	-	
	短期入所療養介護	44	4	-	33	3	-	-	-	-	2	1	1	
	特定施設入居者生活介護	39	19	-	6	-	14	-	-	-	-	-	-	
	福祉用具貸与	52	2	3	-	-	46	1	-	-	-	-	-	
特定福祉用具販売	53	2	2	-	-	48	1	-	-	-	-	-		
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	571	204	8	137	21	164	5	2	1	12	11	6	
介護予防訪問入浴介護	10	3	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	
介護予防訪問看護	105	9	1	26	12	41	3	2	1	3	7	-		
介護予防訪問リハビリテーション	23	3	-	14	2	1	-	-	-	2	-	1		
介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護予防通所リハビリテーション	74	4	-	56	4	-	-	-	-	3	3	4		
介護予防短期入所生活介護	176	161	-	4	-	9	-	-	-	2	-	-		
介護予防短期入所療養介護	43	4	-	32	3	-	-	-	-	2	1	1		
介護予防特定施設入居者生活介護	35	16	-	5	-	14	-	-	-	-	-	-		
介護予防福祉用具貸与	52	2	3	-	-	46	1	-	-	-	-	-		
特定介護予防福祉用具販売	53	2	2	-	-	48	1	-	-	-	-	-		
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	20	-	-	18	1	-	-	-	-	-	1	-	
指定介護療養型医療施設	5	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護医療院	15	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	1	-	

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【全県】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
実施事業数合計①～③		1,601	499	369	613	120
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,010	324	226	389	71
	訪問介護	218	78	44	86	10
	訪問入浴介護	12	3	2	5	2
	訪問看護	106	37	30	35	4
	訪問リハビリテーション	24	6	11	5	2
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-
	通所介護	186	65	36	74	11
	通所リハビリテーション	76	15	24	32	5
	短期入所生活介護	200	71	37	71	21
	短期入所療養介護	44	4	13	23	4
	特定施設入居者生活介護	39	13	11	12	3
	福祉用具貸与	52	16	9	22	5
	特定福祉用具販売	53	16	9	24	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	571	168	140	215	48
	介護予防訪問入浴介護	10	3	2	3	2
	介護予防訪問看護	105	36	30	35	4
	介護予防訪問リハビリテーション	23	5	11	5	2
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	74	16	22	31	5
	介護予防短期入所生活介護	176	61	33	62	20
	介護予防短期入所療養介護	43	4	13	23	3
	介護予防特定施設入居者生活介護	35	11	11	10	3
	介護予防福祉用具貸与	52	16	9	22	5
特定介護予防福祉用具販売	53	16	9	24	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	20	7	3	9	1
	指定介護療養型医療施設	5	2	-	3	-
	介護医療院	15	5	3	6	1

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部】

(令和5年4月1日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実施事業数合計①～③	499	46	165	62	43	41	46	23	20	17	36
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	324	27	108	40	28	31	30	16	13	22
	訪問介護	78	5	28	6	6	10	8	5	4	6
	訪問入浴介護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	訪問看護	37	4	17	2	3	1	3	2	3	1
	訪問リハビリテーション	6	1	3	-	-	-	1	1	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	65	4	21	11	4	9	6	4	2	3
	通所リハビリテーション	15	1	7	2	2	-	-	-	-	3
	短期入所生活介護	71	4	16	10	8	8	4	3	4	5
	短期入所療養介護	4	2	-	1	-	-	1	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	13	3	5	2	1	1	-	1	-	-
	福祉用具貸与	16	1	5	3	2	1	3	-	-	1
特定福祉用具販売	16	1	5	3	2	1	3	-	-	1	
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	168	17	55	21	15	10	15	7	7	13
	介護予防訪問入浴介護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	介護予防訪問看護	36	4	17	1	3	1	3	2	3	1
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1	3	-	-	-	-	1	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	16	1	7	2	2	1	-	-	-	3
	介護予防短期入所生活介護	61	3	14	9	5	5	4	3	4	5
	介護予防短期入所療養介護	4	2	-	1	-	-	1	-	-	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	11	3	3	2	1	1	-	1	-	-
	介護予防福祉用具貸与	16	1	5	3	2	1	3	-	-	1
	特定介護予防福祉用具販売	16	1	5	3	2	1	3	-	-	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	2	2	1	-	-	1	-	-	1
	指定介護療養型医療施設	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	介護医療院	5	1	2	1	-	-	-	-	-	1

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部東】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実施事業数合計①～③		369	66	283	20
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	226	41	173	12
	訪問介護	44	10	32	2
	訪問入浴介護	2	-	2	-
	訪問看護	30	6	23	1
	訪問リハビリテーション	11	2	9	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-
	通所介護	36	6	28	2
	通所リハビリテーション	24	5	19	-
	短期入所生活介護	37	6	26	5
	短期入所療養介護	13	4	9	-
	特定施設入居者生活介護	11	-	11	-
	福祉用具貸与	9	1	7	1
	特定福祉用具販売	9	1	7	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	140	24	108	8
	介護予防訪問入浴介護	2	-	2	-
	介護予防訪問看護	30	6	23	1
	介護予防訪問リハビリテーション	11	2	9	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	22	5	17	-
	介護予防短期入所生活介護	33	5	23	5
	介護予防短期入所療養介護	13	4	9	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	11	-	11	-
	介護予防福祉用具貸与	9	1	7	1
特定介護予防福祉用具販売	9	1	7	1	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	1	2	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-
	介護医療院	3	1	2	-

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【東部】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実施事業数合計①～③		613	185	17	108	29	227	6	6	-	20	13	2
指定 居宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小計①	-	117	16	56	15	157	4	5	-	11	7	1
	訪問介護	-	12	8	6	2	50	2	3	-	1	2	-
	訪問入浴介護	5	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	35	2	-	6	4	16	-	1	-	2	4	-
	訪問リハビリテーション	5	1	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	74	26	5	4	-	37	-	1	-	1	-	-
	通所リハビリテーション	32	2	-	22	4	-	-	-	-	2	1	1
	短期入所生活介護	71	62	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-
	短期入所療養介護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-
	特定施設入居者生活介護	12	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	22	2	-	-	-	19	1	-	-	-	-	-
	特定福祉用具販売	24	2	-	-	-	21	1	-	-	-	-	-
指定 介護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小計②	215	68	1	45	13	70	2	1	-	9	5	1
	介護予防訪問入浴介護	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	介護予防訪問看護	35	2	-	6	4	16	-	1	-	2	4	-
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	31	2	-	21	4	-	-	-	-	2	1	1
	介護予防短期入所生活介護	62	53	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-
	介護予防短期入所療養介護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	4	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	22	2	-	-	-	19	1	-	-	-	-	-
特定介護予防福祉用具販売	24	2	-	-	-	21	1	-	-	-	-	-	
介護 保 険 施 設	小計③	9	-	-	7	1	-	-	-	-	-	1	-
	指定介護療養型医療施設	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	6	-	-	5	-	-	-	-	-	-	1	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【東部】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町
実施事業数合計①～③		613	170	279	32	109	23
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	389	113	176	23	63	14
	訪問介護	86	29	40	5	9	3
	訪問入浴介護	5	1	2	1	1	-
	訪問看護	35	10	18	1	6	-
	訪問リハビリテーション	5	-	3	-	2	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	通所介護	74	25	34	5	8	2
	通所リハビリテーション	32	8	16	1	6	1
	短期入所生活介護	71	15	27	6	18	5
	短期入所療養介護	23	6	12	1	3	1
	特定施設入居者生活介護	12	4	5	1	2	-
	福祉用具貸与	22	7	9	1	4	1
特定福祉用具販売	24	8	10	1	4	1	
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	215	53	99	9	45	9
	介護予防訪問入浴介護	3	1	2	-	-	-
	介護予防訪問看護	35	10	18	1	6	-
	介護予防訪問リハビリテーション	5	-	3	-	2	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	31	7	16	1	6	1
	介護予防短期入所生活介護	62	12	24	3	18	5
	介護予防短期入所療養介護	23	6	12	1	3	1
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	2	5	1	2	-
	介護予防福祉用具貸与	22	7	9	1	4	1
特定介護予防福祉用具販売	24	8	10	1	4	1	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	9	4	4	-	1	-
	指定介護療養型医療施設	3	1	2	-	-	-
	介護医療院	6	3	2	-	1	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【北部】

(令和5年4月1日現在)

区 分		総 数	庄 原 市
実施事業数合計①～③		120	120
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	71	71
	訪 問 介 護	10	10
	訪 問 入 浴 介 護	2	2
	訪 問 看 護	4	4
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	通 所 介 護	11	11
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	48	48
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	4	4
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	5
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	-	-
	介 護 医 療 院	1	1

(3) 運営指導等件数

(令和4年度)

区 分	総 数	指定居宅サービス事業所	指定介護予防サービス事業所	指定介護療養型医療施設	介護医療院
運 営 指 導 件 数	313	193	113	-	7
西 部	175	105	67	-	3
西 部 東	55	35	18	-	2
東 部	56	36	18	-	2
北 部	27	17	10	-	-

身体障害者等福祉対策

ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和4年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総 件 数	264	56	457	27	11	7	1	134	4	3	27	2	2	1	238
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	14	14	25	2	4	4	-	2	-	3	6	2	2	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	15	7	21	3	7	-	-	6	4	-	-	-	-	-	1
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	235	35	411	22	-	3	1	126	-	-	21	-	-	1	237

(4) 保育所の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		総数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施設 数 (所)	計	16	16	-	-	-	-	-	-
	公 立	5	5	-	-	-	-	-	-
	私 立	11	11	-	-	-	-	-	-
定 員		1,381	1,381	-	-	-	-	-	-
利用児童数(広域入所を含む)		1,339	1,339	-	-	-	-	-	-

(5) 認可外保育施設の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施 設 数	4	4	-	-	-	-	-	-

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
病 院	施 設 数	151	13	11	30	20	22	45	10	
	病 床 数	小 計	23,734	2,376	1,850	4,371	3,238	4,037	6,176	1,686
		一 般	12,848	1,127	1,029	2,340	1,670	2,377	3,510	795
		療 養	4,978	773	246	757	628	756	1,164	654
		精 神	5,850	476	575	1,250	920	904	1,490	235
		結 核	46	-	-	24	16	-	6	-
		感 染 症	12	-	-	-	4	-	6	2
救 急 告 示	76	2	7	11	11	13	28	4		
一 般 診 療 所	施 設 数	1,374	122	149	242	176	205	394	86	
	病 床 数	一 般	1,205	48	75	209	147	188	471	67
		療 養	432	6	12	68	-	269	47	30
	救 急 告 示	9	-	-	2	1	-	5	1	
歯 科 診 療 所		825	72	95	144	102	121	252	39	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和4年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	105	89	14	2
西 部	14	13	1	-
西 部 広 島	13	11	2	-
西 部 呉	5	4	1	-
西 部 東	20	20	-	-
東 部	29	22	5	2
東 部 福 山	12	10	2	-
北 部	12	9	3	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	8	1	7	-
西 部	-	-	-	-
西 部 広 島	1	1	-	-
西 部 呉	-	-	-	-
西 部 東	1	-	1	-
東 部	3	-	3	-
東 部 福 山	1	-	1	-
北 部	2	-	2	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	65	61	4	-
西 部	8	8	-	-
西 部 広 島	11	11	-	-
西 部 呉	2	2	-	-
西 部 東	12	10	2	-
東 部	23	22	1	-
東 部 福 山	1	1	-	-
北 部	8	7	1	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(祝日、年末・年始除く) 13:00～16:00

相談方法: 面談、電話相談など

電話番号: 082-513-3058

受付場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館5階

次の点について、あらかじめご了承ください。

①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。

②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。

③医療機関の処分、強制力のある指導、紛争への介入、仲裁はできません。

④特定の医療機関を案内・照会することはできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【全県】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	809	24	-	249	49	293	194
指導延数 B	513	31	-	215	16	176	75
1施設当たり指導回数 B / A	0.6	1.3	-	0.9	0.3	0.6	0.4

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に 対する 指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に 対する 指導割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総数	24	31	-	-	249	215	49	16	293	176	194	75	63.4	74.6	37.4	809	513
学校	-	-	-	-	77	60	11	3	15	9	10	4	67.3	75.0	33.3	113	76
病院	19	26	-	-	43	56	-	-	30	30	4	2	118.8	121.7	50.0	96	114
介護老人 保健施設	-	-	-	-	21	14	-	-	21	17	1	-	72.1	73.8	-	43	31
介護 医療院	1	1	-	-	2	3	-	-	8	4	1	-	66.7	72.7	-	12	8
老人福祉 施設	-	-	-	-	31	30	-	-	99	54	10	8	65.7	64.6	80.0	140	92
児童福祉 施設	-	-	-	-	59	43	32	13	65	38	116	40	49.3	65.3	35.8	272	134
社会福祉 施設	-	-	-	-	9	4	-	-	32	17	17	7	48.3	51.2	41.2	58	28
事業所	3	1	-	-	2	2	2	-	1	1	3	1	45.5	66.7	20.0	11	5
寄宿舍	-	-	-	-	2	1	1	-	3	2	17	5	34.8	60.0	27.8	23	8
矯正施設	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
自衛隊	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300.0	300.0	-	1	3
一般給食 センター	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	50.0	100.0	-	2	1
その他	-	-	-	-	2	1	-	-	19	4	15	8	36.1	23.8	53.3	36	13

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施 設 数 A	114	4	-	24	13	48	25
指 導 延 数 B	86	7	-	29	8	28	14
1施設当たり指導回数 B / A	0.8	1.8	-	1.2	0.6	0.6	0.6

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する 指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に対する 指導割合(%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数									
総 数	4	7	-	-	24	29	13	8	48	28	25	14	75.4	84.2	57.9	114	86
学 校	-	-	-	-	7	5	2	1	1	-	2	1	58.3	62.5	50.0	12	7
病 院	4	7	-	-	6	11	-	-	3	3	-	-	161.5	161.5	-	13	21
介護老人保健施設	-	-	-	-	4	5	-	-	1	1	-	-	120.0	120.0	-	5	6
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	66.7	66.7	-	3	2
老人福祉施設	-	-	-	-	2	4	-	-	11	6	1	1	78.6	76.9	100.0	14	11
児童福祉施設	-	-	-	-	5	4	11	7	17	14	15	8	68.8	81.8	57.7	48	33
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	50.0	50.0	-	2	1
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	7	4	29.4	10.0	57.1	17	5

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部広島】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施 設 数 A	137	4	-	51	5	46	31
指 導 延 数 B	58	4	-	26	-	21	7
1施設当たり指導回数 B / A	0.4	1.0	-	0.5	-	0.5	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する 指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に対する 指導割合(%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総 数	4	4	-	-	51	26	5	-	46	21	31	7	42.3	50.5	19.4	137	58
学 校	-	-	-	-	21	7	3	-	-	-	1	1	32.0	33.3	25.0	25	8
病 院	3	3	-	-	4	2	-	-	4	4	1	-	75.0	81.8	-	12	9
介護老人保健施設	-	-	-	-	1	-	-	-	5	4	-	-	66.7	66.7	-	6	4
介護医療院	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	2	2
老人福祉施設	-	-	-	-	7	3	-	-	17	4	2	2	34.6	29.2	100.0	26	9
児童福祉施設	-	-	-	-	14	14	2	-	10	6	16	2	52.4	83.3	11.1	42	22
社会福祉施設	-	-	-	-	1	-	-	-	7	1	3	-	9.1	12.5	-	11	1
事業所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	50.0	50.0	-	2	1
寄 宿 舎	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	5	2	33.3	-	40.0	6	2
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	5	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部圏】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	18	1	-	7	-	6	4
指導延数 B	33	3	-	18	-	9	3
1施設当たり指導回数 B / A	1.8	3.0	-	2.6	-	1.5	0.8

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に 対する指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に 対する指導割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総数	1	3	-	-	7	18	-	-	6	9	4	3	183.3	214.3	75.0	18	33
学校	-	-	-	-	2	9	-	-	-	-	-	-	450.0	450.0	-	2	9
病院	-	-	-	-	2	3	-	-	4	4	-	-	116.7	116.7	-	6	7
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉施設	-	-	-	-	2	5	-	-	1	4	2	1	200.0	300.0	50.0	5	10
児童福祉施設	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300.0	300.0	-	1	3
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部東】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施 設 数 A	166	4	-	62	12	52	36
指 導 延 数 B	57	2	-	27	3	18	7
1施設当たり指導回数 B / A	0.3	0.5	-	0.4	0.3	0.3	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する 指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に対する 指導割合(%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数									
総 数	4	2	-	-	62	27	12	3	52	18	36	7	34.3	39.8	20.8	166	57
学 校	-	-	-	-	9	1	-	-	3	-	1	-	7.7	8.3	-	13	1
病 院	2	2	-	-	14	14	-	-	5	4	-	-	95.2	95.2	-	21	20
介護老人保健施設	-	-	-	-	7	1	-	-	1	-	-	-	12.5	12.5	-	8	1
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
老人福祉施設	-	-	-	-	8	1	-	-	14	5	-	-	27.3	27.3	-	22	6
児童福祉施設	-	-	-	-	18	8	9	3	13	4	24	6	32.8	38.7	27.3	64	21
社会福祉施設	-	-	-	-	5	1	-	-	9	3	4	-	22.2	28.6	-	18	4
事業所	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	5	-
寄 宿 舎	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	4	1	33.3	100.0	20.0	6	2
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	1	-	28.6	33.3	-	7	2

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施 設 数 A	201	6	-	69	13	61	52
指 導 延 数 B	182	10	-	85	5	56	26
1施設当たり指導回数 B / A	0.9	1.7	-	1.2	0.4	0.9	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				給食施設数に対する 指導割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する 指導割合(%)	栄養士のいない給食施設に対する 指導割合(%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総 数	6	10	-	-	69	85	13	5	61	56	52	26	90.5	111.0	47.7	201	182
学 校	-	-	-	-	22	23	6	2	-	-	3	-	80.6	104.5	22.2	31	25
病 院	5	9	-	-	12	21	-	-	5	9	2	2	170.8	177.3	100.0	24	41
介護老人保健施設	-	-	-	-	8	8	-	-	6	9	-	-	121.4	121.4	-	14	17
介護医療院	-	-	-	-	2	3	-	-	1	1	-	-	133.3	133.3	-	3	4
老人福祉施設	-	-	-	-	8	10	-	-	23	20	3	1	91.2	96.8	33.3	34	31
児童福祉施設	-	-	-	-	13	14	5	3	16	10	33	14	61.2	82.8	44.7	67	41
社会福祉施設	-	-	-	-	2	3	-	-	7	6	8	6	88.2	100.0	75.0	17	15
事業所	1	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	150.0	150.0	-	2	3
寄 宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他	-	-	-	-	1	1	-	-	2	1	2	3	100.0	66.7	150.0	5	5

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部福山】

ア 施設数及び指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の
		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の		
施 設 数 A	45	1	-	11	-	19	14
指 導 延 数 B	26	-	-	8	-	8	10
1施設当たり指導回数 B / A	0.6	-	-	0.7	-	0.4	0.7

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和4年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				給 食 施 設 数 に 対 す る 指 導 割 合 (%)	栄 養 士 の 在 る 指 導 割 合 (%)	栄 養 士 の い な い 給 食 施 設 に 対 す る 指 導 割 合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設				栄 養 士 の 在 る		栄 養 士 の い な い					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	1	-	-	-	11	8	-	-	19	8	14	10	57.8	51.6	71.4	45	26
学 校	-	-	-	-	2	3	-	-	2	1	3	2	85.7	100.0	66.7	7	6
病 院	1	-	-	-	1	2	-	-	4	4	-	-	100.0	100.0	-	6	6
介 護 老 人 保 健 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	33.3	33.3	-	3	1
介 護 医 療 院	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
老 人 福 祉 施 設	-	-	-	-	1	1	-	-	5	-	1	-	14.3	16.7	-	7	1
児 童 福 祉 施 設	-	-	-	-	5	1	-	-	3	2	6	8	78.6	37.5	133.3	14	11
社 会 福 祉 施 設	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	3	-
事 業 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
矯 正 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 給 食 セ ン タ ー	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-

(2)食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数 (単位:件)

(令和4年度)

区 分	立 入	買 上 検 査		収 去 検 査		報 告 徴 収		物 件 提 出 要 求	
	件 数	検 体 数	違 反 検 体 数	検 体 数	違 反 検 体 数	件 数	違 反 件 数	件 数	違 反 件 数
食 品 表 示 法 (保 健 事 項)	10	2	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	1	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	1	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	3	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	7	-	-	-	-	-	-	-	-
健 康 増 進 法 (第 65 条 第 1 項)	10	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	3	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	7	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数（単位:件）

（令和4年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 (添加物を除く)	添加物	生 鮮 食 品			加 工 食 品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 (保健事項)	65	58	-	3	1	-	42	1	2	16	-
西 部	7	-	-	-	-	-	4	-	-	3	-
西 部 広 島	2	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-
西 部 呉	11	11	-	-	-	-	6	-	-	5	-
西 部 東	5	5	-	3	1	-	-	-	-	1	-
東 部	12	12	-	-	-	-	7	-	2	3	-
東 部 福 山	3	3	-	-	-	-	2	-	-	1	-
北 部	25	25	-	-	-	-	22	1	-	2	-
健康増進法 (第65条第1項)	9	5	-	-	-	-	5	2	-	2	-
西 部	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-
東 部	3	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数（単位:件）

（令和4年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 (添加物を除く)	添加物	生 鮮 食 品			加 工 食 品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 (保健事項)	266	231	-	3	-	-	124	23	18	99	-
西 部	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
西 部 広 島	35	35	-	3	-	-	8	-	1	23	-
西 部 呉	41	41	-	-	-	-	16	1	2	22	-
西 部 東	29	29	-	-	-	-	20	2	1	7	-
東 部	91	91	-	-	-	-	54	5	9	23	-
東 部 福 山	35	35	-	-	-	-	12	3	5	15	-
北 部	31	-	-	-	-	-	12	10	-	9	-
健康増進法 (第65条第1項)	26	22	-	-	-	-	4	4	1	16	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	13	13	-	-	-	-	-	-	-	13	-
西 部 東	7	7	-	-	-	-	4	-	-	3	-
東 部	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
東 部 福 山	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
北 部	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和4年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
人 口		916,995	142,482	169,692	21,294	219,015	236,126	45,386	83,000
健 康 診 査	対 象 者	5,522	701	964	96	1,179	2,058	329	195
	受 診 者	199	20	20	17	55	57	25	5
	受 診 率 (%)	3.6	2.9	2.1	17.7	4.7	2.8	7.6	2.6
肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	対 象 者	402,480	85,138	48,502	11,845	92,169	141,975	16,387	6,464
	受 診 者	3,331	500	386	50	1,555	546	187	107
	受 診 率 (%)	0.8	0.6	0.8	0.4	1.7	0.4	1.1	1.7

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和4年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
健 康 教 育	個 別	参 加 人 員	8	-	-	-	-	8	-	
	集 団	実 施 回 数	792	49	173	62	216	149	26	117
		参 加 人 員	13,442	242	2,093	922	1,766	6,751	299	1,369
健 康 相 談	重 点	実 施 回 数	92	11	22	-	51	5	-	3
		参 加 人 員	899	77	227	-	418	67	-	110
	総 合	実 施 回 数	242	19	39	29	57	65	10	23
		参 加 人 員	3,400	282	554	662	1,222	643	27	10
訪 問 指 導	対 象 者 数		1,690	68	48	46	601	138	289	500
	被 指 導 実 人 員		426	50	48	46	82	138	29	33

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和4年度末現在)

区 分		延認証店舗数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-	-	-	-	-	-	-	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	19	2	3	-	2	6	5	1
	野 菜 た っ ぶ り	53	2	28	7	5	-	8	3
	塩 分 控 え め	14	1	3	-	3	4	-	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9	-	9	-	-	-	-	-
	塩分控えめ推進・応援	11	3	3	4	-	-	1	-
	朝 食 摂 取 応 援	3	-	3	-	-	-	-	-
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	109	8	49	11	10	10	14	7
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指導	2	-	-	-	1	-	-	1
	ウォーキング勧奨・応援	13	-	5	-	2	2	-	4
	小 計	15	-	5	-	3	2	-	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	165	15	48	20	25	44	4	9
合 計		289	23	102	31	38	56	18	21
実 店 舗 数		216	20	65	20	31	53	13	14

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部】

(令和4年度)

日時	令和4年11月25日(金) 14:00~16:00
場所	広島県西部保健所3階301会議室
参加機関数	12機関
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加に向けた取組について 2 令和4年度広島西二次保健医療圏域における食育の取り組みについて 3 令和4年度食育活性化支援事業 4 大学での食育活動、体験型栄養教育システムの活用について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
大竹市立大竹保育園		
廿日市市立宮内保育園		
大竹市立大竹小学校		
廿日市市立吉和小学校		
佐伯中央農業協同組合		
大野町漁業協同組合	購買課	
廿日市食品衛生協会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会		
廿日市市栄養士会		
大竹市	健康福祉部保健医療課	
大竹市	健康福祉部福祉課	
大竹市	総務部産業振興課	
大竹市	教育委員会総務学事課	
廿日市市	健康福祉部健康福祉総務課	
廿日市市	福祉保健部こども課	
廿日市市	産業部農林水産課	
廿日市市	教育委員会学校教育課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	
山陽女子短期大学		

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部広島】

(令和4年度)

日時	8月9日(火)13:30~15:15	2月3日(金)13:30~15:30
場所	農林庁舎 集団指導室	南館201会議室
参加機関数	7	6
主な議題	1 令和4年度の事業について 2 市町食育推進計画の進捗状況について 3 食育活性化支援事業について 4 その他	1 第3次広島県食育推進計画の進捗状況について 2 市町食育推進計画の進捗及び取組状況について 3 その他

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康福祉課	
北広島町	保健課	
西部保健所広島支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部呉】

(令和4年度)

日時	令和4年6月30日	令和5年3月3日
場所	広島県西部保健所呉支所	広島県西部保健所呉支所
参加機関数	2	2
主な議題	1 令和4年度事業計画について 2 令和4年度食育推進計画に関する取組計画について 3 食育活性化支援事業実施に係る協議・決定	1 令和4年度事業報告について 2 令和4年度食育推進計画に関する取組報告について 3 食育活性化支援事業実施報告

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課	
呉市保健所	地域保健課	
江田島市	保健医療課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部東】

(令和4年度)

日時	令和5年2月20日
場所	ウェブ会議
参加機関数	10
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・県の食育推進の動向について ・各市町・機関における食育推進の動向について ・栄養成分表示を活用した健康教育の意見聴取 ・食育活性化支援事業の実施報告 ・第52回南賀屋賞の受賞について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
竹原市食生活改善推進委員会		
東広島地域活動栄養士会		
大崎上島町食生活改善推進員協議会		
広島中央農業協同組合		
芸南農業協同組合		
東広島商工会議所		
竹原商工会議所		
大崎上島町商工会		
広島県央商工会		
安芸津町商工会		
黒瀬商工会		
農林水産物販路拡大推進協議会		
竹原市	健康福祉課	
竹原市	福祉課子ども福祉室	
竹原市教育委員会	学校教育課	
竹原市	産業振興課	
東広島市	医療保健課	
東広島市	保育課	
東広島市	こども家庭課	
東広島市教育委員会	学事課	
東広島市	農林水産課	
大崎上島町	保健衛生課	
大崎上島町	福祉課	
大崎上島町教育委員会	総務課	
大崎上島町	地域経営課	
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課	
西部農業技術指導所		
西部東保健所	生活衛生課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部】

(令和4年度)

日時	令和4年12月6日
場所	オンライン開催
参加機関数	15
主な議題	1 食育活性化支援事業報告について 2 各市町及び各機関による取り組み状況報告 ミニ講座:「食育推進事業の周知・啓発媒体の作成のコツ」 (広島県ブランド・コミュニケーション戦略チーム) 3 情報提供:「いただきます!ぶちうま継承プロジェクト」等

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	農林水産課	
三原市	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	産業振興課	
世羅町	学校教育課	
尾道市農業協同組合	総合企画部組合員課	
三原市食生活改善推進員協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部保健所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部福山】

(令和4年度)

日時	令和5年3月13日
場所	広島県福山庁舎(ハイブリッド会議)
参加機関数	14
主な議題	<p>1 広島県及び各市町における食育推進計画の進捗等状況について</p> <p>2 令和4年度食育活性化支援事業について</p> <p>3 令和5年度食育活性化支援事業の担当機関について</p> <p>4 意見聴取「栄養成分表示の活用促進に係るチラシ」の活用等について</p> <p>5 事務連絡</p> <p>※書面による情報共有【令和5年3月10日付けで通知】</p> <p>1 令和4年度食育推進に係る取組状況</p>

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
福山市保健所	健康推進課	
府中市	健康推進課	
府中市	農林課	
府中市教育委員会	教育政策課	
神石高原町	保健福祉課	
神石高原町	産業課	
神石高原町教育委員会	教育課	
福山食品衛生協会		
府中食品衛生協会		
神石郡食品衛生協会		
福山市農業協同組合	営農経済部組合員課	
生活協同組合ひろしま		
東部教育事務所	教育指導課	
東部保健所福山支所	衛生環境課	
東部保健所福山支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【北部】

(令和4年度)

日時	令和4年12月14日(水)14:00～15:30
場所	広島県三次庁舎第3庁舎102会議室 (ハイブリット開催)
参加機関数	13機関
主な議題	○広島県及び国の食育推進について ○各機関・団体等における食育の取組について ○各市の食育推進計画等の進捗状況について ○食育活性化支援事業について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
三次農業協同組合	総合企画課	
庄原農業協同組合	営農振興課	
三次市食生活改善推進員協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和4年度)

	延 件 数 (年 度 対 応 数)				
	指 導 ・ 助 言	勸 告	公 表	命 令	罰 則 (過 料)
喫煙禁止場所における喫煙	4	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-
西 部 広 島	3	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-
東 部 福 山	1	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	4	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-
西 部 広 島	1	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-
東 部	3	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせしめる	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-
そ の 他	9	-	-	-	-
西 部	3	-	-	-	-
西 部 広 島	1	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-
西 部 東	5	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-
計	17	-	-	-	-

延 件 数 (年 度 分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	1
西 部	1
西 部 広 島	-
西 部 呉	-
西 部 東	-
東 部	-
東 部 福 山	-
北 部	-
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	1
西 部	-
西 部 広 島	-
西 部 呉	-
西 部 東	-
東 部	-
東 部 福 山	1
北 部	-
喫煙禁止届出書の受理件数	-
西 部	-
西 部 広 島	-
西 部 呉	-
西 部 東	-
東 部	-
東 部 福 山	-
北 部	-

感染症対策

(1) 感染症発生状況【全県】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	3
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	26
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	1
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クワイツフェルト・ヤコブ病	-
	小計 A	-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3
二類	急性灰白髄炎	-	後天性免疫不全症候群	1	
	結核	131	ジアルジア症	1	
	ジフテリア	-	侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	
	重症急性呼吸器症候群※1	-	侵襲性髄膜炎菌感染症	-	
	中東呼吸器症候群※2	-	侵襲性肺炎球菌感染症	5	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
小計 B	131	梅毒	36		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	1	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	29	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	3	
	バラチフス	-	百日咳	6	
小計 C	29	風しん	-		
四類	E型肝炎	1	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	1	小計 E	86	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	1,108	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	562	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	67	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	731	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	3,142	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	319	
	キャサナル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	2	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	37	
	狂犬病	-	水痘	143	
	コクシジオイデス症	-	性器クラミジア感染症	232	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	92	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	42	
	腎症候性出血熱	1	手足口病	709	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	179	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	267	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	54	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	132	
	つつが虫病	15	マイコプラズマ肺炎	57	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	340	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	72	
	ニパウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	17	
	日本紅斑熱	40	流行性耳下腺炎	25	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	138	
	ハンタウイルス肺症候群	-	-	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	8,467	
	鼻疽	-	指定	-	
	ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症※3	170,637	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	170,637	
	ヘンドラウイルス感染症	-	新	-	
	発しんチフス	-	総計 A	179,427	
	ボツリヌス症	-			
	マラリア	-			
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	18			
レプトスピラ症	1				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	77				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	9		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	9	梅毒	7		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	2	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2	
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	2	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	15	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	108	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	7	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	1	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	-	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	29	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	水痘	-	
	コクシオイデス症	-	性器クラミジア感染症	12	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	-	
	腎症候性出血熱	-	手足口病	-	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	167	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	1	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	36	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	-	
	つつが虫病	7	マイコプラズマ肺炎	56	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	71	
	ニバウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	-	
	日本紅斑熱	4	流行性耳下腺炎	-	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	-	
	ハンタウイルス肺症候群	-	小計 F	488	
	Bウイルス病	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽	-	新型コロナウイルス感染症※3	32,744	
	ブルセラ症	-	小計 H	32,744	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 I	33,276	
ヘンドラウイルス感染症	-	総計 A	33,276		
発しんチフス	-				
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	7				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	18				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部広島】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	18		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
小計 B	18	梅毒	5		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	21	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	1	
小計 C	21	風しん	-		
四類	E型肝炎	1	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	13	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	91	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	6	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	2	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	12	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサナル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	水痘	1	
	コクシオイデス症	-	性器クラミジア感染症	4	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	-	
	腎症候性出血熱	-	手足口病	93	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	-	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	53	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	8	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	16	
	つつが虫病	3	マイコプラズマ肺炎	-	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	74	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	ニバウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	-	
	日本紅斑熱	1	流行性耳下腺炎	6	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	1	
	ハンタウイルス肺症候群	-	小計 F	367	
	Bウイルス病	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽	-	新型コロナウイルス感染症※3	36,904	
	ブルセラ症	-	小計 H	36,904	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 I	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	総計 A	37,331		
発しんチフス	-				
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	3				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	8				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部県】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	1		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	1	梅毒		-	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	-	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	-	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	1	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	5	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	-	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	1	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	46	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	水痘	-	
	コクシオイデス症	-	性器クラミジア感染症	-	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	-	
	腎症候性出血熱	-	手足口病	11	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	-	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	5	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	-	
	つつが虫病	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	ニバウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	流行性耳下腺炎	-	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	-	
	ハンタウイルス肺症候群	-	小計 F	69	
	Bウイルス病	-	新typeインフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽	-	新型コロナウイルス感染症※3	3,714	
	ブルセラ症	-	小計 H	3,714	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 I	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	総計 A	A+B+C+D+E+F+G+H+I		
発しんチフス	-		3,784		
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	-				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新typeインフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部東】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ベスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	1
	結核	8		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	2
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	8	梅毒		6	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	5		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-	百日咳	4	
小計 C	5	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	20	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	560	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	337	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	15	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	82	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	2,304	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	水痘	30	
	コクシオイデス症	-	性器クラミジア感染症	175	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	72	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	39	
	腎症候性出血熱	-	手足口病	358	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	4	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	128	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	91	
	つつが虫病	3	マイコプラズマ肺炎	-	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	137	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	ニバウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	16	
	日本紅斑熱	-	流行性耳下腺炎	8	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	72	
	ハンタウイルス肺症候群	-	小計 F	4,428	
	Bウイルス病	-	新typeインフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽	-	新型コロナウイルス感染症※3	32,557	
	ブルセラ症	-	小計 H	32,557	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 I	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	総計 A	37,023		
発しんチフス	-				
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	2				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	5				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新typeインフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アเมอร์バ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	72		ジアルジア症	1
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	72	梅毒		14	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	1
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
	バラチフス	-		百日咳	-
	小計 C	-		風しん	-
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	21
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	284
	サル痘	-		咽頭結膜熱	123
	黄熱	-		インフルエンザ※7	19
	オウム病	-		新型コロナウイルス感染症※3	-
	オムスク出血熱	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	63	
	回帰熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1	
	キャサスル森林病	-	感染性胃腸炎	2,470	
	Q熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	狂犬病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	コクシジオイデス症	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	ジカウイルス感染症	-	水痘	38	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器クラミジア感染症	22	
	腎症候性出血熱	1	性器ヘルペスウイルス感染症	6	
	西部ウマ脳炎	-	尖圭コンジローマ	3	
	ダニ媒介脳炎	-	手足口病	226	
	炭疽	-	伝染性紅斑	3	
	チクングニア熱	-	突発性発しん	58	
	つつが虫病	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	9	
	デング熱	-	ヘルパンギーナ	23	
	東部ウマ脳炎	-	マイコプラズマ肺炎	1	
	鳥インフルエンザ※5	-	無菌性髄膜炎	-	
	ニパウイルス感染症	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	100	
	日本紅斑熱	32	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	日本脳炎	-	流行性角結膜炎	1	
	ハンタウイルス肺症候群	-	流行性耳下腺炎	2	
	Bウイルス病	-	淋菌感染症	10	
	鼻疽	-	小計 F	3,462	
	ブルセラ症	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	ベネズエラウマ脳炎	-	新型コロナウイルス感染症※3	46,524	
ヘンドラウイルス感染症	-	小計 H	46,524		
発しんチフス	-	新	I		
ポツリヌス症	-	総計 A	50,118		
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	5				
レプトスピラ症	1				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	39				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータ

コロナウイ

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥イン、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

※8 インフ五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(注1)

(注2)

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部福山】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数	
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-	
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-	
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-	
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-	
	ベスト	-		急性脳炎※6	-	
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-	
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-	
	小計 A	-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-	
	結核	10		ジアルジア症	-	
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-	
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-	
	小計 B	10		梅毒	3	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-		破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-		百日咳	-	
	小計 C	1		風しん	-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-		小計 E	3	
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	10	
	サル痘	-		咽頭結膜熱	1	
	黄熱	-		インフルエンザ※7	12	
	オウム病	-		A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	3	
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	752	
	回帰熱	-		急性出血性結膜炎	-	
	キャサナル森林病	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-		細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-		水痘	2	
	コクシオイデス症	-		性器クラミジア感染症	3	
	ジカウイルス感染症	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-		尖圭コンジローマ	-	
	腎症候性出血熱	-		手足口病	19	
	西部ウマ脳炎	-		伝染性紅斑	-	
	ダニ媒介脳炎	-		突発性発しん	22	
	炭疽	-		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	チクングニア熱	-		ヘルパンギーナ	2	
	つつが虫病	1		マイコプラズマ肺炎	-	
	デング熱	-		無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	29	
	鳥インフルエンザ※5	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	ニバウイルス感染症	-		流行性角結膜炎	-	
	日本紅斑熱	3		流行性耳下腺炎	9	
	日本脳炎	-		淋菌感染症	1	
	ハンタウイルス肺症候群	-		小計 F	866	
	Bウイルス病	-			新型インフルエンザ等感染症	-
	鼻疽	-			小計 G	-
	ブルセラ症	-			新型コロナウイルス感染症※3	8,261
	ベネズエラウマ脳炎	-			小計 H	8,261
	ヘンドラウイルス感染症	-			小計 I	-
	発しんチフス	-			総計 A	9,145
	ポツリヌス症	-				
	マラリア	-				
	野兔病	-				
	ライム病	-				
	リッサウイルス感染症	-				
	リフトバレー熱	-				
	類鼻疽	-				
	レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-					
ロッキー山紅斑熱	-					
	小計 D	4				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【北部】

(令和4年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	9
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	1
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	13		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	2
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
小計 B	13	梅毒	1		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	-	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	1	
小計 C	-	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	1	小計 E	14	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	54	
	サル痘	-	咽頭結膜熱	83	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	18	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	570	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	10	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	319	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	2	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	37	
	狂犬病	-	水痘	72	
	コクシオイデス症	-	性器クラミジア感染症	16	
	ジカウイルス感染症	-	性器ヘルペスウイルス感染症	14	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	尖圭コンジローマ	-	
	腎症候性出血熱	-	手足口病	2	
	西部ウマ脳炎	-	伝染性紅斑	5	
	ダニ媒介脳炎	-	突発性発しん	-	
	炭疽	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1	
	チクングニア熱	-	ヘルパンギーナ	-	
	つつが虫病	1	マイコプラズマ肺炎	-	
	デング熱	-	無菌性髄膜炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	ニバウイルス感染症	-	流行性角結膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	流行性耳下腺炎	-	
	日本脳炎	-	淋菌感染症	54	
	ハンタウイルス肺症候群	-	小計 F	1,257	
	Bウイルス病	-	新typeインフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽	-	新typeコロナウイルス感染症※3	-	
	ブルセラ症	-	小計 H	9,933	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 I	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	総計 A	11,220		
発しんチフス	-				
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	1				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	3				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新typeインフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和4年12月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		911,940	139,300	170,004	21,393	221,061	234,328	44,812	81,042
計		231	27	37	1	34	113	6	13
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	22	1	4	1	-	13	1	2
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	17	1	2	-	1	11	-	2
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	8	2	-	-	-	6	-	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		24	1	4	-	3	16	-	-
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		160	22	27	-	30	67	5	9
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		7.8	3.6	5.9	4.7	1.8	19.6	2.2	4.9

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和4年)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		677,612	139,300	170,004	21,393	221,061	-	44,812	81,042
計 (A + B)		52	5	14	1	5	14	5	8
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	17	1	4	1	1	5	2	3
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	18	1	5	-	1	4	2	5
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	3	2	-	-	-	1	-	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		14	1	5	-	3	4	1	-
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		7.7	3.6	8.2	4.7	2.3	-	11.2	9.9
潜 在 性 結 核 感 染 症		64	4	3	-	3	44	5	5

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) $\frac{\text{計}(A+B)}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和4年12月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	52 (18)	5 (1)	14 (4)	1 (1)	5 (2)	14 (5)	5 (2)	8 (3)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 歳 ~ 9 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
10 歳 ~ 14 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15 歳 ~ 19 歳	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)
20 歳 ~ 29 歳	21 (3)	- (-)	2 (1)	- (-)	1 (1)	16 (-)	1 (1)	1 (-)
30 歳 ~ 39 歳	28 (1)	1 (-)	2 (-)	- (-)	1 (-)	24 (1)	- (-)	- (-)
40 歳 ~ 49 歳	5 (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	2 (-)	1 (-)	- (-)
50 歳 ~ 59 歳	4 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
60 歳 ~ 69 歳	7 (2)	- (-)	4 (2)	- (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
70 歳 ~	33 (12)	3 (1)	6 (1)	1 (1)	4 (1)	9 (4)	3 (1)	7 (3)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

(ア) 市町別実施状況

(令和4年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
一 般 住 民	対 象 者 数	352,218	44,901	54,040	15,892	59,926	126,622	18,262	32,575
	受 診 者 数	40,030	3,639	7,787	1,409	12,863	8,289	2,519	3,524
	受 診 率 (%)	11.4	8.1	14.4	8.9	21.5	6.5	13.8	10.8



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

(イ) 実施主体別実施状況【全県】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	427,147	111,523	26.1	23,959	86,099	-	-	153	
	事業者	従業者	54,494	52,337	96.0	10,863	41,345	/	/	153
	学校長	生徒	7,461	7,390	99.0	550	6,505	/	/	-
		学生	4,974	4,778	96.1	244	4,520	/	/	-
	施設長	入所者	8,000	6,988	87.4	1,576	5,194	/	/	-
	市町長	一般住民	352,218	40,030	11.4	10,726	28,535	/	/	-
知事 (保健所長)	計	608	582	95.7	-	331	(-) -	(-) -	285	
	接触者健診	288	282	97.9	-	52	(-) -	(-) -	265	
	集団健診	20	20	100.0	-	-	(-) -	(-) -	20	
	管理検診	300	280	93.3	/	279	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	53,897	12,435	23.1	-	12,433	-	-	-
	事業者	従業者	6,846	6,713	98.1	-	6,711	/	/
	学校長	生徒	1,084	1,073	99.0	-	1,073	/	/
		学生	245	245	100.0	-	245	/	/
	施設長	入所者	821	765	93.2	-	765	/	/
	市町長	一般住民	44,901	3,639	8.1	-	3,639	/	/
知事 (保健所長)	計	71	67	94.4	-	63	(-) -	(-) -	11
	接触者健診	13	13	100.0	-	9	(-) -	(-) -	11
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
	管理検診	58	54	93.1	/	54	/	/	/

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部広島】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	64,156	17,598	27.4	4,185	13,124	-	-	-	
	事業者	従業者	6,785	6,589	97.1	751	5,783	/	/	-
	学校長	生徒	1,614	1,604	99.4	57	1,547	/	/	-
		学生	400	400	100.0	192	208	/	/	-
	施設長	入所者	1,317	1,218	92.5	162	1,056	/	/	-
	市町長	一般住民	54,040	7,787	14.4	3,023	4,530	/	/	-
知事 (保健所長)	計	95	95	100.0	-	65	(-) -	(-) -	36	
	接触者健診	43	43	100.0	-	14	(-) -	(-) -	36	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-	
	管理検診	52	52	100.0	/	51	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部呉】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	17,798	3,263	18.3	3	3,254	-	-	-	
	事業者	従業者	1,588	1,576	99.2	3	1,573	/	/	-
	学校長	生徒	38	38	100.0	-	38	/	/	-
		学生	-	-	-	-	-	/	/	-
	施設長	入所者	280	240	85.7	-	240	/	/	-
	市町長	一般住民	15,892	1,409	8.9	-	1,403	/	/	-
知事 (保健所長)	計	11	11	100.0	-	5	(-) -	(-) -	6	
	接触者健診	6	6	100.0	-	-	(-)	(-)	6	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	5	5	100.0	/	5	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部東】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	85,083	36,877	43.3	12,535	23,399	-	-	26	
	事業者	従業者	18,277	17,401	95.2	7,535	9,868	/	/	26
	学校長	生徒	1,892	1,877	99.2	381	1,161	/	/	-
		学生	3,296	3,114	94.5	-	3,100	/	/	-
	施設長	入所者	1,692	1,622	95.9	440	1,110	/	/	-
	市町長	一般住民	59,926	12,863	21.5	4,179	8,160	/	/	-
知事 (保健所長)	計	49	48	98.0	-	42	(-) -	(-) -	5	
	接触者健診	9	9	100.0	-	3	(-)	(-)	5	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	40	39	97.5	/	39	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	143,434	24,326	17.0	1,242	22,906	-	-	110	
	事業者	従業者	12,433	11,964	96.2	792	11,107	/	/	110
	学校長	生徒	1,829	1,801	98.5	10	1,791	/	/	
		学生	720	710	98.6	12	698	/	/	
	施設長	入所者	1,830	1,562	85.4	428	1,021	/	/	
	市町長	一般住民	126,622	8,289	6.5	-	8,289	/	/	
知事 (保健所長)	計	220	201	91.4	-	105	(-) -	(-) -	116	
	接触者健診	121	116	95.9	-	20	(-)	(-)	116	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	99	85	85.9	/	85	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
(注3) 生徒欄は、高校生を対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等を対象者数又は受診者数を記載。
(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部福山】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	21,683	5,827	26.9	95	5,720	-	-	5	
	事業者	従業者	2,450	2,378	97.1	95	2,276	/	/	5
	学校長	生徒	410	408	99.5	-	408	/	/	-
		学生	-	-	-	-	-	/	/	-
	施設長	入所者	561	522	93.0	-	522	/	/	-
	市町長	一般住民	18,262	2,519	13.8	-	2,514	/	/	-
知事 (保健所長)	計	75	73	97.3	-	17	(-) -	(-) -	56	
	接触者健診	58	57	98.3	-	1	(-)	(-)	56	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	17	16	94.1	/	16	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【北部】

(令和4年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	41,096	11,197	27.2	5,899	5,263	-	-	12	
	事業者	従業者	6,115	5,716	93.5	1,687	4,027	/	/	12
	学校長	生徒	594	589	99.2	102	487	/	/	-
		学生	313	309	98.7	40	269	/	/	-
	施設長	入所者	1,499	1,059	70.6	546	480	/	/	-
	市町長	一般住民	32,575	3,524	10.8	3,524	-	/	/	-
知事 (保健所長)	計	87	87	100.0	-	34	(-) -	(-) -	55	
	接触者健診	38	38	100.0	-	5	(-)	(-)	35	
	集団健診	20	20	100.0	-	-	(-)	(-)	20	
	管理検診	29	29	100.0	/	29	/	/	/	

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	145	14	31	1	11	70	9	9
延 人 員	329	37	92	9	53	88	19	31

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、令和3年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和4年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	148,967	-	141	40	44	122	90,281	58,339	-
うち施設指導分	1,413	-	4	8	-	93	704	604	-
西部	35,542	-	16	7	27	28	-	35,464	-
うち施設指導分	269	-	2	5	-	22	-	240	-
西部 広島	22,962	-	23	25	5	34	-	22,875	-
うち施設指導分	400	-	-	2	-	34	-	364	-
西部 呉	2,754	-	-	-	-	-	2,754	-	-
うち施設指導分	70	-	-	-	-	-	70	-	-
西部 東	19,814	-	9	6	3	11	19,785	-	-
うち施設指導分	236	-	1	-	-	11	224	-	-
東部	55,163	-	71	-	8	23	55,061	-	-
うち施設指導分	268	-	1	-	-	-	267	-	-
東部 福山	3,420	-	9	1	-	11	3,399	-	-
うち施設指導分	60	-	-	1	-	11	48	-	-
北部	9,312	-	13	1	1	15	9,282	-	-
うち施設指導分	110	-	-	-	-	15	95	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部】

(令和4年度)

日時	令和4年10月31日	令和5年3月8日
場所	西部保健所 301会議室(オンライン開催)	西部保健所 301会議室(オンライン開催)
参加人数	25人	24人
主な議題	1 新型コロナウイルス感染症について (1)感染症の状況について (2)自宅療養者への支援について (3)高齢者施設等への支援について 2 新型インフルエンザ等新興感染症対策実地研修会について 3 保健所の感染症関係事業について	1 新型コロナウイルス感染症の感染状況について 2 令和4年度感染症対策取組状況について 3 次年度スケジュールについて

会議構成メンバー

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
	理事	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹市薬剤師会	副会長	
廿日市市薬剤師会	会長	
広島西医療センター	臨床研究部長	
JA広島総合病院	診療部長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹市消防本部	消防課長	
廿日市市消防本部	警防課長	
	救急係長	
大竹市保健医療課	課長	
廿日市市健康福祉総務課	課長	
西部保健所	所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部広島】

(令和4年度)

日時	令和5年1月26日	令和5年3月2日	令和5年3月9日
場所	web 広島県医師会	web	web
参加人数	134人	18人	21人
主な議題	①「新型インフルエンザ等の医学的知見」について ②「災害拠点病院における時BCPの紹介」 ③「クラスター発生時における感染予防対策の取組みについて」	①新型インフルエンザ等実地研修会報告 ②新型コロナウイルス感染症の発生状況とクラスター支援等について ③管内における感染症の対応について ④意見交換等	①新型インフルエンザ等実地研修会報告 ②新型コロナウイルス感染症の発生状況とクラスター支援等について ③管内における感染症の対応について ④意見交換等

会議構成メンバー

所属	職名	備考
協力医療機関	院長他	
医療機関	副院長	
地区医師会	会長他	
地区歯科医師会	会長、理事	
地区薬剤師会	理事他	
市町	担当課職員	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部呉】

(令和4年度)

日時	令和4年8月26日(金)19時00分～
場所	オンライン
参加人数	19名
主な議題	新型コロナウイルス感染症対応に係る呉圏域実務者ミーティング 1 自宅療養者の健康観察・診療体制について (1)積極的疫学調査の重点化について (2)診療・検査医療機関における診療について (3)自宅療養者の健康観察について 2 自宅療養者の病状悪化時の対応について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
呉市医師会	役員	
医療関係者	病院職員等	
呉市	行政職員	
江田島市	行政職員	
消防署	行政職員	
保健所	行政職員	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部東】

(令和4年度)

日時	令和5年3月
場所	書面開催
参加人数	21人
主な議題	(1)令和4年度感染症対策事業について (2)令和5年度感染症対策協議会事業計(案)について (3)感染症に関する情報提供

会議構成メンバー

所属	職名	備考
(一社)竹原地区医師会	理事	
(一社)東広島地区医師会	理事	
(一社)賀茂東部医師会	会長	
(一社)豊田郡医師会	会長	
(一社)竹原薬剤師会	会長	
(一社)東広島薬剤師会	会長	
(一社)東広島市歯科医師会	会長	
竹原・豊田歯科医師会	会長	
(独法)国立病院機構 東広島医療センター	院長	
広島県立安芸津病院	院長	
広島大学 保健管理センター	センター長	
東広島市消防局	局長	
広島県竹原警察署	署長	
広島県東広島警察署	署長	
竹原市	市長	
東広島市	市長	
大崎上島町	町長	
竹原市教育委員会	教育長	
東広島市教育委員会	教育長	
大崎上島町教育委員会	教育長	
医療法人 かつう小児科アレルギー科	院長	オブザーバー

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【東部】

(令和4年度)

日時	令和5年2月7日～令和5年2月24日
場所	書面会議
参加人数	19人
主な議題	1 情報提供 2 今後の事業計画について ・取り組み内容について ・研修会について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	診療部長	
三原赤十字病院	看護副部長	
厚生連尾道総合病院	救急科主任部長	
尾道市立市民病院	診療科長	
公立みつぎ総合病院	副院長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立世羅中央病院	診療部長	
三原薬剤師会	理事	
尾道薬剤師会	理事	
三原市消防本部	課長	
尾道市消防局	課長	
三原市	主査	
尾道市	主幹	
世羅町	保健師	
東部厚生環境事務所・東部保健所	保健所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【北部】

(令和4年度)

日時	令和4年6月23日(木)18時30分から20時
場所	三次地区医療センター及びオンライン
参加人数	116名(会場37名・Web79名)
主な議題	(1)DVD演習とPPE着脱方法 (2)「リスクに備えるBCP(事業継続計画)」について講演及び演習

会議構成メンバー

所属	職名	備考
医療機関		
薬剤師会		
警察署		
消防署		
行政機関		
教育機関		
保健所		

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和4年度)

区 分		相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
		計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
全 県	計	582	429	153	-	266	264
	男 性	414	310	104	-	188	188
	女 性	168	119	49	-	78	76
西 部 部	計	89	54	35	-	32	34
	男 性	70	42	28	-	25	27
	女 性	19	12	7	-	7	7
西 部 広 島	計	103	79	24	-	23	22
	男 性	79	63	16	-	15	16
	女 性	24	16	8	-	8	6
西 部 呉	計	35	22	13	-	13	13
	男 性	25	15	10	-	10	10
	女 性	10	7	3	-	3	3
西 部 東	計	183	108	75	-	73	73
	男 性	113	68	45	-	43	43
	女 性	70	40	30	-	30	30
東 部	計	53	52	1	-	61	59
	男 性	34	34	-	-	43	41
	女 性	19	18	1	-	18	18
東 部 福 山	計	81	76	5	-	43	43
	男 性	61	56	5	-	33	33
	女 性	20	20	-	-	10	10
北 部	計	38	38	-	-	21	20
	男 性	32	32	-	-	19	18
	女 性	6	6	-	-	2	2

(6) 健康教育実施状況

(令和4年度)

西 部	区 分	種 別 内 訳			
		計	結核	感染症	エイズ
	実 施 回 数	12	3	7	2
	参 加 延 人 員	326	120	170	36
	(対 象 内 訳)		廿日市市、大竹市	新型コロナウイルス感染症	高校生、大学生
西 部 広 島	区 分	種 別 内 訳			
		計	エイズ・性感染症	結核 インフルエンザ他	
	実 施 回 数	3	2	1	
	参 加 延 人 員	163	136	27	
	(対 象 内 訳)		高校生	高齢者福祉 施設等職員	
西 部 呉	区 分	種 別 内 訳			
		計	ノロウイルス	新型コロナ	
	実 施 回 数	2	1	1	
	参 加 延 人 員	53	18	35	
	(対 象 内 訳)		江田島市 (食品衛生責任者等)	江田島市 (民泊受入家庭等)	
西 部 東	区 分	種 別 内 訳			
		計	結核		
	実 施 回 数	2	2		
	参 加 延 人 員	37	37		
	(対 象 内 訳)		東広島市、竹原市		
東 部	区 分	種 別 内 訳			
		計	結核		
	実 施 回 数	1	1		
	参 加 延 人 員	3	3		
	(対 象 内 訳)		尾道市		
東 部 福 山	区 分	種 別 内 訳			
		計	感染症	結核	エイズ
	実 施 回 数	8	8	-	-
	参 加 延 人 員	93	93	-	-
	(対 象 内 訳)				
北 部	区 分	種 別 内 訳			
		計	-		
	実 施 回 数	-	-		
	参 加 延 人 員	-	-		
	(対 象 内 訳)				

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び
 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和4年度)

	計 A + B	電話相談 A	来所(面接相談) B
全 県	520	420	100
西 部	13	9	4
西 部 広 島	39	31	8
西 部 呉	3	2	1
西 部 東	20	13	7
東 部	121	108	13
東 部 福 山	315	257	58
北 部	9	-	9

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和4年度)

	検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
		HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
全 県	4	4	-	4
西 部	-	-	-	-
西 部 広 島	2	2	-	2
西 部 呉	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-
東 部	2	2	-	2
東 部 福 山	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和4年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管外
申 請 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和4年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管外
申 請 数	1,943	107	16	259	150	341	908	91	71
交 付 数	1,935	107	14	257	148	341	906	91	71

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和4年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管外
申 請 数	144	14	6	29	13	21	45	10	6
交 付 数	144	14	6	29	13	21	45	10	6

(エ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和4年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管外
申 請 数	30	-	-	4	-	7	18	1	-
交 付 数	30	-	-	4	-	7	18	1	-

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和4年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部 福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 相談事業の状況

(令和4年度)

区分	回数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本人	保護者 介 護 者	その他		本人	保護者 介 護 者	その他
			実施数	-	-		-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部 広島	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部 福山	-	-	-	-	-	-	-	-	
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 市町指導・支援の状況

(令和4年度)

区分	指導項目	総 数	市 町 名						
			西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
実施数	企画・連携 ・調整	30	4	18	-	5	3	-	-
	調査・研究	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報の 収集・提供	33	2	25	-	3	3	-	-

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	57	4	2	8	5	6	21	6	52	5
医療保護入院患者数	1,444	145	207	66	188	534	120	155	1,415	29
自立支援医療受給者数(精神通院)	22,810	3,010	3,830	4,732	4,198	4,963	780	1,297	22,810	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	170	6	21	41	9	21	61	11	170	-

(注)通報件数は、令和4年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和5年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	14,163	1,722	2,118	3,085	2,780	2,899	584	975
1 級	574	91	71	144	118	102	19	29
2 級	8,618	1,060	1,191	1,962	1,592	1,861	356	596
3 級	4,971	571	856	979	1,070	936	209	350

(3) 組織育成支援状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
計	24	3	6	8	3	4	-	-	24	-
患 者 会	8	-	-	8	-	-	-	-	8	
家 族 会	15	2	6	-	3	4	-	-	15	
断 酒 会	1	1	-	-	-	-	-	-	1	
ボ ラ ン テ ィ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和4年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	183	25	8	55	24	3	16	45	176	7	
	延 人 員	468	43	25	291	30	5	16	51	461	7	
	内 訳	老 人 精 神 保 健	20	4	-	7	1	-	-	7	19	1
		社 会 復 帰	71	1	10	43	11	-	1	5	71	-
		ア ル コ ー ル	42	4	-	30	-	-	3	5	42	-
		薬 物	4	2	-	2	-	-	-	-	4	-
		ギ ャ ン ブ ル	4	1	-	-	2	-	-	1	4	-
		ゲ ー ム	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		思 春 期	13	1	-	-	-	-	-	11	12	1
		心 の 健 康 づ く り	28	11	-	7	1	2	6	1	28	-
		う つ ・ う つ 状 態	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
		摂 食 障 害	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-
		て ん か ん	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	そ の 他	277	15	15	202	11	3	6	20	272	5	
	(再掲) ひ き こ も り	(19)	(2)	(-)	(8)	(3)	(-)	(2)	(3)	(18)	1	
	(再掲) 発 達 障 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
	(再掲) 自 殺 関 連	(12)	(9)	(1)	(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(12)	-	
	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	-	
	(再掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
	(再掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
(再掲) 措置入院等退院支援	(4)	(-)	(2)	(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(4)	-		
電 話 相 談 延 人 員	2,454	342	491	68	442	455	418	238	2,454	-		
(再掲) ひ き こ も り	(43)	(1)	(-)	(1)	(18)	(13)	(7)	(3)	(43)	-		
(再掲) 発 達 障 害	(22)	(16)	(-)	(-)	(2)	(-)	(2)	(2)	(22)	-		
(再掲) 自 殺 関 連	(168)	(13)	(5)	(38)	(53)	(22)	(35)	(2)	(168)	-		
(再掲) 措置入院等退院支援	(346)	(-)	(90)	(-)	(87)	(144)	(25)	(-)	(346)	-		

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員	39	3	4	8	6	5	8	5	39	-
延 人 員	137	19	14	26	18	12	36	12	137	-
内 訳	老人精神保健	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会復帰	75	-	12	14	14	-	24	11	75
	アルコール	12	7	-	5	-	-	-	-	12
	薬 物	2	2	-	-	-	-	-	-	2
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	1	1	-	-	-	-	-	-	1
	心の健康づくり	4	3	-	-	-	1	-	-	4
	うつ・うつ状態	12	-	-	-	-	-	12	-	12
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	てんかん	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	そ の 他	30	6	2	7	4	11	-	-	30
	(再掲) ひきこもり	(7)	(2)	(-)	(1)	(4)	(-)	(-)	(-)	(7)
(再掲) 発達障害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 自殺関連	(15)	(1)	(-)	(2)	(-)	(-)	(12)	(-)	(15)	(-)
(再掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 犯罪被害	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
(再掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 措置入院等退院支援	(47)	(-)	(-)	(-)	(12)	(11)	(24)	(-)	(47)	(-)

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和4年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	16	-	1	-	3	7	5	-	16	
対象者数	13	-	1	-	3	7	2	-	13	
参加延人数	120	-	12	-	23	66	19	-	120	

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和4年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
参加延人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ウ その他の事例検討会

(令和4年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	73	13	12	4	11	20	4	9	73	
対象者数	49	4	7	4	6	20	2	6	49	
参加延人数	654	115	108	46	100	187	14	84	654	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和4年度)

区分	計	西部			西部広島	西部呉	西部東			東部				東部福山		北部		
		種別内訳			種別内訳	種別内訳	種別内訳			種別内訳				種別内訳		種別内訳		
		かかりつけ 医 研修会 検討会議	かかりつけ 医 研修	うつ・ 自殺対策 リーフレット 作成・配布	研修会	研修会	会議	会議	研修会	地域医療 連携研修会	自殺予防 週間	自殺対策 強化月間	リーフレット 配布	講演会	研修会	街頭 啓発活動	研修会	研修会
実施回数	22	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	-	4	2	1	1
対象者		医師等	医師等	管内市町・ 医療機関・ 薬局・ 学校等	市町 (保健師、高 齢福祉担 当) 相談支援事 業所 精神科医療 機関 (医師、薬剤 師、看護師、 ケースアウ ター)	医療、 福祉保健、 行政等関係 者	竹原市 自殺対策 ネットワーク 会議	大崎上島町 令和4年度 庁内自殺 対策連絡 会議 実務者会議	保健、医療、 福祉、介護、 教育、職域 関係者	医療保健福 祉・ 消防・ 警察・ 教育機関 及び 行政の 関係職員	来庁者	来庁者	医療、 保健、 福祉、 行政、 警察、 消防、 労働、 教育、 司法等の 機関 (141機関)		医療、 保健、 福祉関係者	一般市民、 関係機関	医療・ 保健・ 福祉・ 消防・ 警察等	保健・ 福祉等
参加延人数 (配布部数)	11,383	10	23	送付件数 527件 配布部数 6,500枚	32	82	-	-	-	70	-	-	10,791	-	119	147	36	73

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和4年度)

区分	計	西部			西部広島	西部呉	西部東			東部				東部福山	北部					
		種別内訳			種別内訳	種別内訳	種別内訳			種別内訳				種別内訳	種別内訳					
		地域生活 支援事業	地域生活 支援事業	地域生活 支援事業	地域生活 支援	地域生活 支援事業	アルコール	アルコール	自殺対策	ギャンブル 等 依存症問題	精神 保健福祉	精神 保健福祉	ひきこもり	精神 保健福祉	地域生活 支援事業	思春期	高齢者 精神	地域 生活支援	自殺対策	アルコール 対策
実施回数	27	1	2	1	2	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2
対象者		管内精神保 健福祉関係 者	管内精神保 健福祉関係 者	管内精神保 健福祉関係 者	市町精神保 健福祉担当 精神科病院 医療従事者 相談支援事 業所 精神障害者 家族会 社会福祉協 議会 就労支援事 業所 精神科訪問 看護事業所	精神保健関係者	庁舎を訪れ る県民等	庁舎を訪れ る県民等	庁舎を訪れ る県民等	精神医療・ 保健・ 福祉・ 介護関係者 等	市町担当課	ひきこもり家 族、 支援関係者	精神科医療 機関、 市町担当 課、 警察	医療、 保健、 福祉関係者	市保健師	市保健師、 地域包括支 援センター	相談支援事 業所職員、 市精神保健 福祉関係職 員	市民	市民	
参加延人数 (配布部数)	644	17	42	32	46	41	112	-	-	-	102	10	24	27	45	12	39	30	40	25

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

告示番号	病名	疾患群	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
				1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
	承認総件数		8,179	1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
031	ベスレミアオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
032	自己食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンベル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	32	-	8	1	12	9	1	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	22	2	6	-	3	8	1	2
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	20	3	4	-	4	7	1	1
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
040	高安静脈炎	免疫系疾患	19	1	5	-	3	9	1	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	21	7	2	-	2	3	4	3
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	13	3	-	-	2	4	1	3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	77	15	10	1	11	22	6	12
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	30	4	4	2	4	10	3	3
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	43	6	6	1	13	12	2	3
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	27	3	5	-	3	10	1	5
047	パージャール病	免疫系疾患	20	1	5	-	5	5	-	4
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	5	2	2	-	-	1	-	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	462	101	62	14	111	122	18	34
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫系疾患	215	29	29	7	66	53	13	18
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	225	38	35	4	58	57	14	19
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	75	8	12	2	21	27	1	4
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	88	16	13	1	24	20	3	11
054	成人スチル病	免疫系疾患	29	3	4	1	11	5	1	4
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	9	2	4	-	-	3	-	-
056	ベーチェット病	免疫系疾患	105	13	19	1	31	27	5	9
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	120	19	29	5	10	32	4	21
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	27	1	6	-	7	6	2	5
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	60	11	8	2	10	16	6	7
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	2	-	-	-	-	1	1	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	7	-	-	-	4	1	-	2
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	124	29	29	1	23	29	3	10
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	20	3	7	-	5	-	3	2
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	114	16	19	2	31	20	9	17
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	99	13	19	2	24	30	3	8
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	56	7	10	3	14	15	-	7
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	256	43	38	8	55	80	14	18

告示番号	病名	疾患群	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
				1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
	承認総件数		8,179	1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	111	4	35	2	21	21	7	21
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	270	42	42	3	68	78	13	24
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	22	4	7	1	4	4	2	-
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	14	6	2	1	4	-	-	1
075	クッシング病	内分泌系疾患	8	1	1	-	2	3	1	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	19	6	-	-	4	5	3	1
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	139	25	24	5	31	35	5	14
079	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	代謝系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	12	1	-	-	8	2	-	1
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	3	1	-	1	-	1	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	78	10	11	1	13	31	2	10
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	155	18	25	3	37	42	11	19
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	38	6	5	1	6	13	2	5
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
088	慢性血栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	49	11	8	-	11	13	-	6
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	7	-	1	-	2	2	1	1
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	148	13	27	4	26	61	9	8
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	2	-	-	-	-	1	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	164	35	48	5	25	35	3	13
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	9	2	1	-	2	4	-	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	76	9	18	3	9	28	7	2
096	クローン病	消化器系疾患	359	67	76	8	73	96	22	17
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	993	167	198	15	235	270	33	75
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	16	5	1	1	2	5	-	2
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞減少症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コストロ症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	4	-	1	-	-	2	-	1
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	西	西	西	西	東	東	北
				部	部	部	部	部	部	
	承認総	件数	8,179	1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	8	-	2	-	3	-	1	2
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	20	4	4	-	4	2	2	4
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	5	2	-	-	-	3	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	9	3	3	-	2	-	-	1
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	3	-	1	-	1	1	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	2	-	1	-	-	-	-	1
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	1	-	-	-	1	-	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
186	ロスモンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	1	1	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	西	西	西	西	東	東	北
				部	部	部	部	部	部	部
	承認総	件数	8,179	1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
190	膵耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2	-	-	-	-	2	-	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンブソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	7	1	1	-	5	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	2	1	-	-	1	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	2	-	-	-	1	1	-	-
215	フォロー四徴症	循環器系疾患	3	-	1	-	-	2	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	3	-	1	-	-	2	-	-
219	ギャロウェイ・モト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	20	2	6	-	3	6	-	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	4	-	-	-	2	2	-	-
222	一次性ネフロゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	94	13	29	1	20	16	4	11
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	3	1	2	-	-	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	7	-	2	-	1	3	-	1
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	11	1	3	-	4	1	1	1
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	4	-	1	1	-	1	-	1
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	西	西	西	西	東	東	北
				部	部	部	部	部	部	部
	承認総	件数	8,179	1,317	1,477	177	1,825	2,270	428	685
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子変化に伴う症候群・内分泌系疾患	1	-	-	-	-	-	1	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	8	2	1	-	-	3	-	2
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	0	-	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	腎・泌尿器系疾患	-	0	-	0	0	0	0	0
336	家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体)	代謝性疾患	-	0	-	0	0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	代謝性疾患	-	0	-	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器系疾患	-	0	-	0	0	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和5年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
1	悪 性 新 生 物	138	26	24	4	36	28	5	15
2	慢 性 腎 疾 患	49	15	8	1	12	8	-	5
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	28	4	3	1	6	5	5	4
4	慢 性 心 疾 患	214	42	42	3	51	44	13	19
5	内 分 泌 疾 患	253	47	53	4	73	50	10	16
6	膠 原 病	26	4	4	-	7	6	-	5
7	糖 尿 病	61	11	15	-	13	13	2	7
8	先 天 性 代 謝 異 常	25	2	6	-	6	6	1	4
9	血 液 疾 患	37	18	7	-	3	3	2	4
10	免 疫 疾 患	8	1	2	-	1	3	-	1
11	神 経 ・ 筋 疾 患	101	18	17	1	27	27	4	7
12	慢 性 消 化 器 疾 患	61	6	10	-	17	15	4	9
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	25	4	4	-	8	5	3	1
14	皮 膚 疾 患	7	1	2	-	3	1	-	-
15	骨 系 統 疾 患	21	10	2	-	5	4	-	-
16	脈 管 系 疾 患	3	2	1	-	-	-	-	-

(5) 相談事業の実施状況

(令和4年度)

区分	計	西部		西部広島		西部呉		西部東		東部		東部福山		北部		
		管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	
指定 難 病	実人員	1,307	80	-	147	-	-	-	-	-	-	-	428	-	652	-
	延人員	2,518	80	-	147	-	-	-	1,073	-	-	-	520	-	698	-
	申請等	2,359	56	-	101	-	-	-	1,035	-	-	-	520	-	647	-
	医療 病気・病状	36	-	-	1	-	-	-	21	-	-	-	-	-	14	-
	治療・服薬	38	7	-	15	-	-	-	2	-	-	-	-	-	14	-
	看護・日常生活	40	1	-	15	-	-	-	10	-	-	-	-	-	14	-
	福祉制度	28	7	-	10	-	-	-	4	-	-	-	-	-	7	-
	就業 労働	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就業 学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食事・栄養	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	歯 科	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	12	9	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
小児 慢性 特定 疾患 病	実人員	177	6	-	17	-	-	-	-	-	-	-	49	11	94	-
	延人員	420	6	-	42	-	-	-	173	-	-	-	62	11	126	-
	申請等	373	2	-	17	-	-	-	173	-	-	-	62	-	119	-
	医療 病気・病状	8	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	
	治療・服薬	8	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	
	看護・日常生活	10	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	
	福祉制度	14	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
	就業 労働	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	就業 学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	食事・栄養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	歯 科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和4年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延人員計	952	932	1,884
西部	4	4	8
西部広島	112	62	174
西部呉	103	2	105
西部東	1	5	6
東部	93	34	127
東部福山	214	1	215
北部	425	824	1,249

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	所 内	管 外
開 催 回 数	2	1	-	-	-	-	-	1	2	-
実 人 員	44	21	-	-	-	-	-	22	43	1
延 人 員	44	21	-	-	-	-	-	22	43	1

(注)開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和4年度)

開催回数	-
西部	-
西部 広島	-
西部 呉	-
西部 東	-
東部	-
東部 福山	-
北部	-
参加人数	-
西部	-
西部 広島	-
西部 呉	-
西部 東	-
東部	-
東部 福山	-
北部	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況(1)

ア 相談開催回数

(令和4年度)

	開催回数	相談実人員	相談延人員
全 県	2	2	2
西 部	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-
西 部 呉	-	-	-
西 部 東	-	-	-
東 部	2	2	2
東 部 福 山	-	-	-
北 部	-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和4年度)

	年 齢	相談実人員	相談延人員
全 県	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	2	2
	合 計	2	2
西 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 広 島	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 呉	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 東	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
東 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	2	2
	合 計	2	2
東 部 福 山	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
北 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和4年度)

合 計	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
24	8	6	1	6	3	0	-

イ 相談内容

(令和4年度)

相 談 区 分	延 件 数 計	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	10	3	-	1	4	2	0	0
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	1	1	-	0	0	0	0	0
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	11	4	5	0	1	1	0	0
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	1	-	1	0	0	0	0	0
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	2	-	-	0	2	0	0	0
計	25	8	6	1	7	3	-	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	18	5	4	1	5	3	0	0

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和4年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
相談	-件	-件	6件	-件	6件	-件	5件	-件
家庭訪問	-件	-件	2件	-件	-件	-件	-件	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和4年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
開催回数	-回	1回	2回	-回	1回	1回	1回	-回
参加人数	-人	9人	27人	-人	9人	7人	3人	-人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(経過措置)の申請状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計 (延 件 数)	276	25	68	2	79	75	6	21
実 人 員	247	25	60	2	69	68	6	17

(2) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計 (延 件 数)	243	36	65	22	28	53	6	33
実 人 員	185	25	49	17	25	44	6	19

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
件 数	489	26	261	41	33	29	87	12

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
連 絡 票 件 数	23	8	8	-	3	3	-	1
保 健 指 導 延 人 員	23	8	8	-	3	3	-	1

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		9,818	1,365	1,311	215	1,618	3,835	477	997
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	3,694	452	380	61	556	1,812	127	306
	仕 出 し ・ 弁 当	1,134	146	176	25	241	316	82	148
	旅 館	236	43	27	4	31	104	4	23
	そ の 他	1,362	122	218	48	225	532	75	142
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		671	106	101	17	124	190	41	92
乳 処 理 業		3	1	-	-	-	-	1	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		1	-	-	-	-	1	-	-
乳 製 品 製 造 業		11	1	1	-	1	3	1	4
集 乳 業		7	-	-	-	-	6	-	1
魚 介 類 販 売 業		598	143	79	12	107	160	28	69
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		158	1	1	-	2	153	-	1
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		11	-	-	-	2	8	-	1
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		73	20	8	8	11	20	3	3
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		28	5	-	1	4	12	1	5
喫 茶 店 営 業		805	153	207	6	159	184	38	58
あ ん 類 製 造 業		21	3	1	-	-	17	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		13	2	1	-	1	3	1	5
食 肉 処 理 業		30	2	10	1	7	2	1	7
食 肉 販 売 業		254	109	28	6	32	45	14	20
食 肉 製 品 製 造 業		16	1	1	-	1	7	1	5
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		6	-	1	-	-	5	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		19	-	-	4	3	10	-	2
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		1	-	-	-	1	-	-	-
み そ 製 造 業		55	2	4	3	11	13	10	12
し ょ う 油 製 造 業		108	3	2	2	8	85	1	7
ソ ー ス 類 製 造 業		10	-	3	-	1	3	2	1
酒 類 製 造 業		36	1	9	2	13	7	1	3
豆 腐 製 造 業		30	1	6	1	7	7	3	5
納 豆 製 造 業		7	-	-	-	-	6	-	1
め ん 類 製 造 業		40	2	3	2	2	17	2	12
総 菜 製 造 業		325	40	36	10	63	83	36	57
添 加 物 (法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る) 製 造 業		20	2	2	-	1	9	2	4
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		28	3	5	1	4	11	2	2
氷 雪 製 造 業		7	1	1	1	-	4	-	-

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	4,564	639	720	168	1,011	1,286	223	517
飲 食 店 営 業	3,015	424	517	75	675	885	132	307
調理機能を有する自動販売機	47	4	4	-	10	20	3	6
食 肉 販 売 業	119	13	21	5	28	27	7	18
魚 介 類 販 売 業	280	78	33	42	50	43	14	20
魚介類競り売り営業	1	-	-	-	1	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	3	-	1	-	1	1	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	23	1	6	1	4	6	2	3
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	495	59	74	12	104	149	31	66
アイスクリーム類製造業	22	2	3	2	5	7	1	2
乳 製 品 製 造 業	3	-	-	-	2	1	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	17	1	-	1	6	6	-	3
食 肉 製 品 製 造 業	3	-	-	-	-	1	-	2
水 産 製 品 製 造 業	63	7	7	18	13	16	1	1
水 雪 製 造 業	1	-	-	1	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	-	1	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	3	-	-	-	-	1	1	1
みそ又はしょうゆ製造業	25	1	4	4	9	1	-	6
酒 類 製 造 業	30	1	2	1	11	5	1	9
豆 腐 製 造 業	18	-	1	-	4	9	-	4
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業	23	-	5	1	4	5	2	6
そ う ざ い 製 造 業	269	32	29	2	54	82	20	50
複合型そうざい製造業	10	5	-	-	5	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	4	-	-	-	-	2	2	-
複合型冷凍食品製造業	4	-	-	-	1	3	-	-
漬 物 製 造 業	51	9	10	1	9	6	5	11
密 封 包 装 食 品 製 造 業	18	-	2	-	13	2	1	-
食 品 の 小 分 け 業	13	2	-	2	2	6	-	1
添 加 物 製 造 業	3	-	-	-	-	2	-	1

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		8,043	642	997	254	1,133	2,816	905	1,296
旧許可業種 であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみ の 販 売)	462	27	18	64	14	187	52	100
	食肉販売業(包装済みの食肉のみ の 販 売)	712	11	68	20	91	292	86	144
	乳 類 販 売 業	1,200	38	153	29	166	483	121	210
	氷 雪 販 売 業	100	-	1	-	1	67	28	3
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	422	63	80	6	114	110	20	29
販売業	弁 当 販 売 業	251	-	7	3	3	130	56	52
	野 菜 果 物 販 売 業	475	21	32	1	26	207	85	103
	米 穀 類 販 売 業	251	2	14	1	7	137	64	26
	通信販売・訪問販売による販売業	76	7	7	-	4	48	7	3
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	399	47	60	27	85	110	23	47
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	248	35	41	4	42	54	40	32
	自動販売機による販売業(コップ式自動 販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	282	12	45	5	76	96	25	23
	その他の食料・飲料販売業	1,349	205	174	25	211	445	142	147
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1 項の規定により規格が定められた添 加 物 の 製 造 を 除 く。)	11	1	1	1	1	6	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	9	-	4	-	-	5	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を 除 く 。)	66	4	12	-	20	23	2	5
	農産保存食料品製造・加工業	357	45	64	7	48	103	16	74
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	89	4	20	3	8	36	2	16
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	1	-	-	-	-	1	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	82	1	16	8	7	14	7	29
	製 茶 業	160	1	39	5	5	17	27	66
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	33	3	4	4	-	22	-	-
	卵 選 別 包 装 業	23	-	3	2	3	8	1	6
	その他の食料品製造・加工業	419	23	56	24	82	68	81	85
い改正 後以外 の第6 の8(改 正法に よる もの) にお ける	行 商	21	1	4	6	4	5	1	-
	集 団 給 食 施 設	483	74	67	9	93	128	17	95
	器具、容器包装の製造・加工業(合 成樹脂が使用された器具又は容器包 装の製造、加工に限る。)	29	8	6	-	10	3	1	1
	露店、仮設店舗等における飲食の提 供のうち、営業とみなされないもの	4	1	-	-	-	3	-	-
	そ の 他	29	8	1	-	12	8	-	-

工 旧食品関係条例対象施設数

(令和5年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		727	229	68	47	117	201	10	55
加工水産物販売業		557	183	57	-	102	158	7	50
加工水産物製造業		71	7	6	9	8	33	3	5
魚介類等行商業		7	1	-	-	-	6	-	-
かき作業場	一類	73	32	4	30	7	-	-	-
	二類	19	6	1	8	-	4	-	-

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	22	88	2,430
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	6	24	
集団給食	大量調理施設	3	12		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	88	264	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	7	21	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	146	292	
1回	飲食店営業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	105	105	
	食品製造業	上記以外の製造業	60	60	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	777	777	
	食品販売業	食肉、魚介類	135	135	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		-	-	
1回/3年	上記以外		370	111	
1回/4年	上記以外		30	8	
1回/5年	上記以外		843	169	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			2,592	2,066	2,430

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部広島】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	24	96	1,518
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	4	16	
集団給食	大量調理施設	18	72		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	15	45	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	13	39	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	32	64	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	263	263	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	66	66	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	952	952	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	173	173	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外	旧喫茶店営業(自販機除く)、新旧飲食店営業 (上記以外)、スーパー、コンビニ	457	229	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外	魚介類せり売り業	1	0.25	
1回/5年	上記以外	営業届出業種(上記以外)、自販機、 加工水産物販売業	1,081	216	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,099	2,231	1,518

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部呉】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	23	92	1,037
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
集団給食	大量調理施設	3	12		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	67	201	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	7	21	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	18	36	
	飲食店営業	日配食品以外の許認可施設	65	130	
1回	食品製造業	上記以外の製造業(届出、現製造開始届)	62	62	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	13	13	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理以外)	203	203	
	食品販売業	食肉、魚介類(現許可、届出含む)	129	129	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外	届出業種(上記以外)、乳類販売業(現許可)、加工水産物販売業(現認定)、行商(現認定)	215	108	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		-	-	
随時	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			807	1,015	1,037

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部東】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	80	320	2,804
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	1	4	
集団給食	大量調理施設	15	60		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	23	69	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	16	48	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	24	48	
1回	飲食店営業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	339	339	
	食品製造業	上記以外の製造業	1,734	1,734	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	64	64	
	食品販売業	食肉、魚介類	139	139	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	1	1	
1回/2年	上記以外		-	-	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		1,377	275	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,813	3,101	2,804

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	38	152	3,689
		大量製造食品	4	16	
		危険度の高い食品(レトルト食品等)	-	-	
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	2	8	
	飲食店営業	大量調理施設	19	76	
	集団給食	大量調理施設	22	88	
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	6	18	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	55	165	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	459	918	
1回	飲食店営業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	139	139	
	食品製造業	上記以外の製造業	218	218	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	209	209	
	食品販売業	食肉、魚介類	1,859	1,859	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		839	420	
1回/3年	上記以外		255	85	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		2,106	421	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			6,230	4,792	3,689

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部福山】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	19	76	1,059
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
集団給食	大量調理施設	4	16		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	7	21	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	61	122	
1回	飲食店営業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	201	201	
	食品製造業	上記以外の製造業	112	112	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	16	16	
	食品販売業	食肉、魚介類	107	107	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		1,070	536	
1回/3年	上記以外		39	13	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			1,638	1,228	1,059

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況【北部】

(令和4年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	9	36	1,795
		大量製造食品	-	-	
		危険度の高い食品(レトルト食品等)	-	-	
		乳児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	-	-	
	飲食店営業	大量調理施設	7	28	
集団給食	大量調理施設	9	36		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	31	93	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	30	60	
1回	飲食店営業	仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	320	320	
	食品製造業	上記以外の製造業	783	1,566	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	85	85	
	食品販売業	食肉、魚介類	140	140	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		161	81	
1回/3年	上記以外		6	2	
1回/4年	上記以外		1,236	309	
1回/5年	上記以外		953	191	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,770	2,946	1,795

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和4年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分 件数
計	10,644	4,755	2	1,586	967	-	1,676	297	1	314	287	-	2,166	740	1	2,977	1,437	-	630	415	-	1,295	612	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	3,306	1,036	1	409	249	-	505	53	-	77	34	-	732	188	1	1,014	342	-	162	51	-	407	119
	仕出し・弁当	1,345	709	-	139	101	-	211	57	-	32	42	-	317	90	-	345	205	-	109	99	-	192	115
	旅館	235	156	-	42	49	-	33	8	-	5	3	-	41	61	-	79	18	-	6	4	-	29	13
	その他	1,787	408	-	370	101	-	273	32	-	51	2	-	291	52	-	547	136	-	94	41	-	161	44
菓子(パンを含む)製造業	863	528	-	125	100	-	129	29	-	22	22	-	165	78	-	248	181	-	57	42	-	117	76	
乳処理業	4	20	-	1	12	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-	1	6	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	14	45	-	1	16	-	1	1	-	-	-	-	3	-	-	4	13	-	1	2	-	4	13	
集乳業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
魚介類販売業	814	553	-	140	145	-	110	30	-	59	56	-	167	78	-	207	145	-	36	42	-	95	57	
魚介類競り売り営業	10	18	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	-	5	12	-	-	-	-	1	5	
魚肉練り製品製造業	6	12	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	2	-	2	6	-	-	-	-	1	2	
食品の冷凍または冷蔵業	80	100	-	21	7	-	9	7	-	9	25	-	11	9	-	23	40	-	4	8	-	3	4	
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記および下記以外)	23	20	-	4	-	-	-	-	-	1	2	-	5	7	-	7	10	-	1	-	-	5	1	
喫茶店営業	1,149	101	-	225	25	-	268	3	-	16	8	-	234	13	-	249	37	-	63	9	-	94	6	
あん類製造業	7	10	-	4	3	-	1	5	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	25	57	1	2	3	-	2	10	1	1	6	-	4	10	-	8	17	-	2	3	-	6	8	
食肉処理業	37	39	-	2	4	-	12	6	-	1	2	-	7	7	-	4	6	-	2	7	-	9	7	
食肉販売業	216	355	-	34	80	-	38	26	-	6	21	-	45	71	-	52	86	-	16	17	-	25	54	
食肉製品製造業	17	36	-	1	2	-	1	2	-	-	-	-	1	1	-	7	15	-	1	10	-	6	6	
乳酸菌飲料製造業	2	8	-	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	
食用油脂製造業	11	7	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	3	5	-	2	-	-	-	-	-	2	-	
マーガリン又はショートニング製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	62	27	-	2	-	-	5	-	-	3	4	-	14	2	-	10	3	-	11	14	-	17	4	
しょう油製造業	29	35	-	3	4	-	2	3	-	4	13	-	9	4	-	3	2	-	1	1	-	7	8	
ソース類製造業	14	11	-	1	2	-	4	2	-	-	-	-	1	-	-	4	4	-	3	3	-	1	-	
酒類製造業	43	21	-	2	3	-	9	-	-	2	2	-	17	7	-	6	2	-	2	2	-	5	5	
豆腐製造業	36	34	-	1	3	-	7	4	-	1	3	-	9	6	-	7	11	-	3	4	-	8	3	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
めん類製造業	49	45	-	2	5	-	6	3	-	3	3	-	3	4	-	17	13	-	5	8	-	13	9	
総菜製造業	397	285	-	48	44	-	40	8	-	13	29	-	74	27	-	100	98	-	46	44	-	76	35	
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	18	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	1	6	-	7	1	-	2	-	-	4	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	32	65	-	3	9	-	5	4	-	1	2	-	6	11	-	13	30	-	2	2	-	2	7	
氷雪製造業	10	6	-	1	-	-	1	-	-	2	4	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	1	-	

(注)施設数は、令和4年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和4年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	3,435	4	-	786	1	-	554	-	-	348	-	-	902	-	-	442	2	-	116	-	-	287	1
飲食店営業	/	1,444	-	/	330	-	/	347	-	/	70	-	/	399	-	/	123	-	/	47	-	/	128	-
調理機能を有する自動販売機	/	10	-	/	2	-	/	2	-	/	-	-	/	4	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-
食肉販売業	/	145	-	/	23	-	/	20	-	/	10	-	/	44	-	/	17	-	/	7	-	/	24	-
魚介類販売業	/	800	-	/	273	-	/	76	-	/	167	-	/	177	-	/	63	-	/	13	-	/	31	-
魚介類競り売り営業	/	1	-	/	1	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
集乳業	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
乳処理業	/	36	-	/	-	-	/	8	-	/	-	-	/	8	-	/	20	-	/	-	-	/	-	-
特別牛乳搾取処理業	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
食肉処理業	/	22	-	/	3	-	/	6	-	/	1	-	/	2	-	/	10	-	/	-	-	/	-	-
食品の放射線照射業	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
菓子製造業	/	345	1	/	61	-	/	45	-	/	14	-	/	96	-	/	69	1	/	23	-	/	37	-
アイスクリーム類製造業	/	19	-	/	5	-	/	1	-	/	2	-	/	8	-	/	2	-	/	-	-	/	1	-
乳製品製造業	/	13	-	/	1	-	/	-	-	/	-	-	/	4	-	/	8	-	/	-	-	/	-	-
清涼飲料水製造業	/	21	-	/	-	-	/	-	-	/	2	-	/	7	-	/	6	-	/	-	-	/	6	-
食肉製品製造業	/	10	-	/	1	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	5	-	/	-	-	/	4	-
水産製品製造業	/	146	2	/	12	1	/	10	-	/	54	-	/	36	-	/	33	1	/	-	-	/	1	-
氷雪製造業	/	4	-	/	-	-	/	-	-	/	4	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
液卵製造業	/	2	-	/	-	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
食用油脂製造業	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	/	26	-	/	1	-	/	4	-	/	14	-	/	4	-	/	-	-	/	-	-	/	3	-
酒類製造業	/	19	-	/	2	-	/	-	-	/	2	-	/	10	-	/	1	-	/	-	-	/	4	-
豆腐製造業	/	19	-	/	-	-	/	1	-	/	-	-	/	1	-	/	16	-	/	-	-	/	1	-
納豆製造業	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
麺類製造業	/	15	1	/	-	-	/	2	-	/	2	-	/	8	-	/	-	-	/	2	-	/	1	1
そうざい製造業	/	199	-	/	36	-	/	23	-	/	4	-	/	50	-	/	42	-	/	14	-	/	30	-
複合型そうざい製造業	/	37	-	/	26	-	/	-	-	/	-	-	/	11	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
冷凍食品製造業	/	10	-	/	5	-	/	-	-	/	-	-	/	1	-	/	2	-	/	2	-	/	-	-
複合型冷凍食品製造業	/	7	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	1	-	/	6	-	/	-	-	/	-	-
漬物製造業	/	48	-	/	3	-	/	5	-	/	2	-	/	8	-	/	9	-	/	8	-	/	13	-
密封包装食品製造業	/	24	-	/	-	-	/	2	-	/	-	-	/	20	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-
食品の小分け業	/	11	-	/	1	-	/	-	-	/	-	-	/	3	-	/	4	-	/	-	-	/	3	-
添加物製造業	/	2	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和4年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数
計	1,083	807	-	258	283	-	106	43	-	121	241	-	188	21	-	306	115	-	16	2	-	88	102	-
加工水産物販売業	813	223	-	190	57	-	88	9	-	35	10	-	160	1	-	246	44	-	13	-	-	81	102	-
加工水産物製造業	101	91	-	9	6	-	9	2	-	17	28	-	10	5	-	46	48	-	3	2	-	7	-	-
魚介類等行商業	19	1	-	2	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	8	1	-	-	-	-	-	-	-
かき作業場	一類	117	392	-	49	190	-	8	30	-	48	157	-	12	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二類	33	100	-	8	30	-	1	2	-	12	46	-	6	-	-	6	22	-	-	-	-	-	-

(注)施設数は、令和4年3月31日現在である。

(5) 集団食中毒発生状況

(令和4年度)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫食者数	有症者数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原因施設	喫食場所	事 件 の 概 要
1	令和5年3月11日	竹 原 市	36	13	0	3/11に提供されたコース料理	ノロウイルス	飲 食 店	飲 食 店	当該施設の提供するコース料理を喫食した36名のうち13名が発症
2										
3										
4										
5										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和4年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
行政区域内人口		2,777,046	1,731,932	219,269	742,845	83,000
計	施設数	207	200	2	3	2
	立入検査件数	37	9	2	3	23
	計画給水人口	300,300	149,176	32,825	44,905	73,394
	現在給水人口	274,575	134,048	30,704	41,208	68,615
上水道	施設数	12	6	2	2	2
	立入検査件数	29	2	2	2	23
	計画給水人口	288,905	141,786	32,825	40,900	73,394
	現在給水人口	263,812	127,337	30,704	37,156	68,615
簡易水道	施設数	5	4	-	1	-
	立入検査件数	5	4	-	1	-
	計画給水人口	11,395	7,390	-	4,005	-
	現在給水人口	10,309	6,257	-	4,052	-
専用水道	施設数	8	8	-	-	-
	立入検査件数	2	2	-	-	-
	現在給水人口	454	454	-	-	-
簡易専用水道	施設数	176	176	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-
小規模水道	施設数	6	6	-	-	-
	立入検査件数	1	1	-	-	-

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和4年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、令和3年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したのもも含める。

(注3) 専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4) 保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和4年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
登 録 頭 数	49,595	7,543	8,138	810	11,316	12,223	4,181	5,384
	(4,020)	(830)	(574)	(41)	(907)	(819)	(532)	(317)
予 防 注 射 頭 数	36,667	6,081	6,301	538	8,063	8,170	4,177	3,337

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和4年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	
計	348	443	127.3	92	84	91.3	94	85	90.4	16	39	243.8	151	56	37.1	205	97	47.3	28	23	82.1	61	50	82.0	
製 造 業	43	55	127.9	13	18	138.5	4	5	125.0	1	2	200.0	12	13	108.3	8	11	137.5	3	5	166.7	2	1	50.0	
輸 入 業	4	3	75.0	2	2	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	
販 売 業	小 計	129	165	127.9	74	62	83.8	87	79	90.8	15	37	246.7	136	42	30.9	191	80	41.9	24	17	70.8	59	49	83.1
	一 般	43	55	127.9	62	41	66.1	56	53	94.6	3	3	100.0	107	29	27.1	141	57	40.4	15	7	46.7	33	20	60.6
	農 業 用 品 目	43	55	127.9	12	21	175.0	31	26	83.9	11	32	290.9	29	13	44.8	49	22	44.9	9	10	111.1	26	29	111.5
	特 定 品 目	43	55	127.9	-	-	-	-	-	-	1	2	200.0	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	172	220	127.9	3	2	66.7	2	1	50.0	-	-	-	3	1	33.3	6	6	100.0	-	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	43	55	127.9	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	43	55	127.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	43	55	127.9	3	2	66.7	1	1	100.0	-	-	-	3	1	33.3	4	5	125.0	-	-	-	-	-	-
し ろ あ り 防 除 事 業	43	55	127.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 施設数は、令和5年3月31日現在である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和4年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	
計	4,091	1,288	31.5	467	135	28.9	707	274	38.8	113	77	68.1	964	198	20.5	1,096	330	30.1	372	116	31.2	372	158	42.5	
薬 局	532	449	84.4	78	52	66.7	89	100	112.4	11	14	127.3	114	66	57.9	159	122	76.7	29	26	89.7	52	69	132.7	
(うち健康サポート薬局)	22	20	(90.9)	(1)	(-)	(-)	(2)	(3)	(150.0)	(1)	(1)	(100.0)	(4)	(-)	(-)	(12)	(15)	(125.0)	(-)	(-)	-	(2)	(1)	(50.0)	
地 域 連 携 薬 局	45	20	44.4	1	-	-	3	1	33.3	14	1	7.1	6	-	-	5	9	180.0	16	9	56.3	-	-	-	
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
薬 局 製 造 販 売 業 (薬 局 製 造 業)	25	17	68.0	5	2	40.0	6	8	133.3	-	-	-	6	1	16.7	4	4	100.0	1	-	-	3	2	66.7	
医 薬 品 販 売 業	小 計	302	182	60.3	34	28	82.4	47	43	91.5	12	17	141.7	65	32	49.2	90	39	43.3	13	5	38.5	41	18	43.9
	店 舗 販 売 業	212	122	57.5	28	22	78.6	37	35	94.6	6	6	100.0	44	21	47.7	60	23	38.3	11	5	45.5	26	10	38.5
	卸 売 販 売 業	76	45	59.2	6	6	100.0	8	6	75.0	-	-	-	21	11	52.4	30	16	53.3	1	-	-	10	6	60.0
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特 例 販 売 業	14	15	107.1	-	-	-	2	2	100.0	6	11	183.3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5	2	40.0
駅 構 内 売 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業	517	398	77.0	61	35	57.4	91	83	91.2	8	9	112.5	121	82	67.8	151	101	66.9	27	36	133.3	58	52	89.7	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	2,655	210	7.9	288	18	6.3	471	39	8.3	66	32	48.5	650	16	2.5	683	52	7.6	281	38	13.5	216	15	6.9	
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	15	12	80.0	-	-	-	-	-	-	2	4	200.0	2	1	50.0	4	3	75.0	5	2	40.0	2	2	100.0	

(注) 施設数は、令和5年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和4年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数等	立入検査件数	監視指導率(%)	
計	8,759	2,113	24.1	753	163	21.6	889	315	35.4	1,511	507	33.6	1,120	176	15.7	1,314	407	31.0	2,625	354	13.5	547	191	34.9	
麻 薬	小 計	1,725	715	41.4	142	57	40.1	157	100	63.7	298	168	56.4	220	69	31.4	298	129	43.3	501	121	24.2	105	71	67.6
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売業者	20	25	125.0	-	-	-	-	-	-	3	5	166.7	3	7	233.3	5	6	120.0	6	5	83.3	3	2	66.7
	小売業者	806	533	66.1	70	44	62.9	76	85	111.8	138	117	84.8	105	47	44.8	136	95	69.9	234	85	36.3	47	60	127.7
	病院	141	110	78.0	13	8	61.5	11	13	118.2	26	27	103.8	20	13	65.0	22	18	81.8	40	24	60.0	9	7	77.8
	一般診療所	632	27	4.3	56	4	7.1	60	1	1.7	109	9	8.3	78	1	1.3	111	6	5.4	177	5	2.8	41	1	2.4
	歯科診療所	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	飼育動物診療施設	90	16	17.8	3	1	33.3	7	1	14.3	18	9	50.0	12	1	8.3	14	3	21.4	31	-	-	5	1	20.0
	研究者	28	4	14.3	-	-	-	2	-	-	4	1	25.0	1	-	-	9	1	11.1	12	2	16.7	-	-	-
	大麻	研究者	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-
向 精 神 薬	小 計	3,648	739	20.3	309	53	17.2	369	109	29.5	613	169	27.6	459	76	16.6	583	150	25.7	1,090	112	10.3	225	70	31.1
	卸売業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	156	41	26.3	6	-	-	9	3	33.3	21	6	28.6	19	9	47.4	30	15	50.0	61	5	8.2	10	3	30.0
	免許みなし薬局	913	542	59.4	78	41	52.6	89	91	102.2	150	117	78.0	113	52	46.0	159	105	66.0	271	77	28.4	53	59	111.3
	小売業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	151	107	70.9	13	6	46.2	11	13	118.2	30	27	90.0	20	13	65.0	22	18	81.8	45	24	53.3	10	6	60.0
	一般診療所	1,373	26	1.9	122	4	3.3	148	1	0.7	243	9	3.7	175	1	0.6	205	7	3.4	393	4	1.0	87	-	-
	歯科診療所	838	-	-	72	-	-	95	-	-	145	-	-	101	-	-	130	-	-	256	-	-	39	-	-
	飼育動物診療施設	198	17	8.6	17	2	11.8	16	1	6.3	23	9	39.1	27	1	3.7	35	3	8.6	56	-	-	24	1	4.2
	試験研究施設	19	6	31.6	1	-	-	1	-	-	1	1	100.0	4	-	-	2	2	100.0	8	2	25.0	2	1	50.0
覚 醒 剤	小 計	7	2	28.6	-	-	-	-	-	3	1	33.3	-	-	-	3	-	-	1	1	100.0	-	-	-	
	施用機関	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	研究者	6	2	33.3	-	-	-	-	-	2	1	50.0	-	-	-	3	-	-	1	1	100.0	-	-	-	
覚 醒 剤 原 料	小 計	3,379	657	19.4	302	53	17.5	363	106	29.2	597	169	28.3	441	31	7.0	427	128	30.0	1,032	120	11.6	217	50	23.0
	取扱者	27	26	96.3	-	-	-	1	-	-	4	6	150.0	5	7	140.0	6	6	100.0	7	5	71.4	4	2	50.0
	薬局	913	505	55.3	78	42	53.8	89	91	102.2	150	117	78.0	113	19	16.8	159	105	66.0	271	86	31.7	53	45	84.9
	病院・診療所	2,232	110	4.9	207	9	4.3	254	14	5.5	418	36	8.6	296	5	1.7	227	16	7.0	694	27	3.9	136	3	2.2
	飼育動物診療施設	198	13	6.6	17	2	11.8	16	1	6.3	23	9	39.1	27	-	-	35	1	2.9	56	-	-	24	-	-
研究者	9	3	33.3	-	-	-	3	-	-	2	1	50.0	-	-	-	-	-	-	4	2	50.0	-	-	-	

(注1) 施設数は、令和4年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和4年度)

検 査 項 目	試験検査数	不 適 件 数		
		西部	西部東	
ホルムアルデヒド	13	9	4	-
有機水銀化合物	3	3	-	-
塩化水素・硫酸	2	2	-	-
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	7	-	7	-

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(6) 献血状況

(令和4年度)

区分		総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
受付者数		22,975	3,405	5,469	905	6,783	4,465	823	1,125
献血者	計	20,399	3,017	4,892	810	6,134	3,854	731	961
	200mL	117	42	35	-	3	37	-	-
	400mL	20,282	2,975	4,857	810	6,131	3,817	731	961

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

(7)温泉監視指導状況

(令和4年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)
計	308	4	1.3	153	4	2.6	-	-	-	-	-	-	41	-	-	83	-	-	-	-	-	31	-	-
温 泉	源 泉	298	1	0.3	143	1	0.7	-	-	-	-	-	41	-	-	83	-	-	-	-	-	31	-	-
	利 用 施 設	10	3	30.0	10	3	30.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和5年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【全県】

(令和5年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	612	1,437	76	(643) 128	-	-	-
	法による届出	561	1,194	65	(340) 89	-	-	-
	条例による届出	51	243	11	(303) 39	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	13	39	3	(31) 8	-	-	-
	法による届出	13	39	3	(31) 8	-	-	-
一般粉じん	計	319	1,434	28	(382) 98	-	-	-
	法による届出	101	615	11	(212) 38	-	-	-
	条例による届出	218	819	17	(170) 60	-	-	-
特定粉じん	計	62	-	62	(57) 62	15	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	62		62	(57) 62	15	-	-
水銀	計	26	48	1	(24) 15	-	-	-
	法による届出	26	48	1	(24) 15	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	56	79	11	(25) 9	1	1	1
水質汚濁	計	3,228		240	225	37	1	-
	法による届出	2,817		216	217	37	1	-
	条例による届出	411		24	8	-	-	-
	法による許可	210		61	153	19	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
	汚染土壌処理業						
	法による届出						
	法による申請						
	条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部】

(令和5年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	102	271	9	(50) 15	-	-	-
	法による届出	99	263	8	(45) 13	-	-	-
	条例による届出	3	8	1	(5) 2	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	16	1	(9) 2	-	-	-
	法による届出	5	16	1	(9) 2	-	-	-
一般粉じん	計	38	131	4	(33) 9	-	-	-
	法による届出	17	43	2	(21) 6	-	-	-
	条例による届出	21	88	2	(12) 3	-	-	-
特定粉じん	計	24	-	24	(17) 17	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	24		24	(17) 17	-	-	-
水銀	計	5	14	1	(11) 5	-	-	-
	法による届出	5	14	1	(11) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	18	-	(3) 3	-	-	-
水質汚濁	計	439		33	30	6	-	-
	法による届出	395		29	28	6	-	-
	条例による届出	44		4	2	-	-	-
	法による許可	51		20	52	2	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消) 改善命令等	行政指導 件 数
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			49	2	-	-
	法による申請			1	-		
	条例による報告			4	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部広島】

(令和5年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	159	291	10	(5) 3	-	-	-
	法による届出	148	258	9	(5) 3	-	-	-
	条例による届出	11	33	1	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-)	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	82	397	12	(91) 10	-	-	-
	法による届出	23	192	4	(82) 5	-	-	-
	条例による届出	59	205	8	(9) 5	-	-	-
特定粉じん	計	12	-	12	(15) 15	1	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	12		12	(15) 15	1	-	-
水銀	計	6	9	-	(1) 1	-	-	-
	法による届出	6	9	-	(1) 1	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	8	11	-	(3) 3	-	-	-
水質汚濁	計	860		44	68	10	-	-
	法による届出	779		40	68	10	-	-
	条例による届出	81		4	-	-	-	-
	法による許可	17		5	9	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消) 改善命令等)	行政指導 件 数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			43	1	-	-
	法による申請			1	2		
	条例による報告			2	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部県】

(令和5年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	22	67	7	(53) 7	-	-	-
	法による届出	22	67	7	(53) 7	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	18	63	3	(75) 17	-	-	-
	法による届出	10	33	3	(51) 8	-	-	-
	条例による届出	8	30	-	(24) 9	-	-	-
特定粉じん	計	3	-	3	(-) 4	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	3		3	(-) 4	-	-	-
水銀	計	1	1	-	(5) 5	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(5) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	1	-	(1) 1	-	-	-
水質汚濁	計	137		26	27	-	-	-
	法による届出	124		24	23	-	-	-
	条例による届出	13		2	4	-	-	-
	法による許可	3		1	4	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消) 改善命令等)	行政指導 件 数
	汚染土壌処理業	1	-	-	6	-	1
	法による届出			12	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部東】

(令和5年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	38	95	5	(-)	-	-	-
	法による届出	36	76	5	(-)	-	-	-
	条例による届出	2	19	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	1	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	1	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	22	159	-	(1)	-	-	-
	法による届出	10	122	-	(1)	-	-	-
	条例による届出	12	37	-	(-)	-	-	-
特定粉じん	計	2	-	2	(2)	2	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	2		2	(2)	2	-	-
水銀	計	4	9	-	(-)	-	-	-
	法による届出	4	9	-	(-)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	2	2	-	(-)	-	-	-
水質汚濁	計	246		9	13	1	-	-
	法による届出	212		8	11	1	-	-
	条例による届出	34		1	2	-	-	-
	法による許可	56		11	18	3	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			102	-	-
	法による申請			2	-	
	条例による報告			22	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部】

(令和5年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	237	594	43	(535) 103	-	-	-
	法による届出	210	436	34	(237) 66	-	-	-
	条例による届出	27	158	9	(298) 37	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	20	1	(22) 6	-	-	-
	法による届出	5	20	1	(22) 6	-	-	-
一般粉じん	計	126	475	7	(152) 57	-	-	-
	法による届出	33	156	1	(41) 16	-	-	-
	条例による届出	93	319	6	(111) 41	-	-	-
特定粉じん	計	19	-	19	(21) 21	12	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	19		19	(21) 21	12	-	-
水銀	計	8	13	-	(7) 4	-	-	-
	法による届出	8	13	-	(7) 4	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	26	37	10	(16)	-	1	1
水質汚濁	計	1,166		121	58	14	1	-
	法による届出	1,010		109	58	14	1	-
	条例による届出	156		12	-	-	-	-
	法による許可	75		22	60	11	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業						
	法による届出			63	2	1	
	法による申請			4	1		
	条例による報告			6			

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部福山】

(令和5年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	54	119	2	(-)	-	-	-
	法による届出	46	94	2	(-)	-	-	-
	条例による届出	8	25	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	2	2	-	(-)	-	-	-
	法による届出	2	2	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	33	209	2	(30)	-	-	-
	法による届出	8	69	1	(16)	-	-	-
	条例による届出	25	140	1	(14)	-	-	-
特定粉じん	計	2	-	2	(2)	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	2		2	(2)	-	-	-
水銀	計	2	2	-	(-)	-	-	-
	法による届出	2	2	-	(-)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	9	10	1	(2)	1	-	-
水質汚濁	計	380		7	29	6	-	-
	法による届出	297		6	29	6	-	-
	条例による届出	83		1	-	-	-	-
	法による許可	8		2	10	2	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			14	-	-
	法による申請			-	-	
	条例による報告			-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【北部】

(令和5年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
					行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	-	-	-	-	-	-
	法による届出	-	-	-	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	-	-	-
	法による届出	-	-	-	-	-	-
一般粉じん	計	-	-	-	-	-	-
	法による届出	-	-	-	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	-	-	-
特定粉じん	計	-	-	-	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	-	-	-
	排出等作業届出	-		-	-	-	-
水銀	計	-	-	-	-	-	-
	法による届出	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	-	-	-	-	-	-
水質汚濁	計	-		-	-	-	-
	法による届出	-		-	-	-	-
	条例による届出	-		-	-	-	-
	法による許可	-		-	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			29	-	-
	法による申請			1		
	条例による報告			-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和4年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立 入 検 査 延 件 数	改 善 命 令 等 件 数		
				行 政 指 導	改 善 命 令	
第 一 種 フロン類 充填回収 事業者数	全 県	617	40	72	19	-
	西 部	20	1	5	-	-
	西 部 広 島	367	25	44	18	-
	西 部 呉	24	3	6	-	-
	西 部 東	27	2	8	-	-
	東 部	34	1	-	-	-
	東 部 福 山	130	6	3	1	-
	北 部	15	2	6	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和4年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和4年度)

区 分	総 件 数	内 訳								
		前年度からの繰越分	本 年 度 発 生 分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
全 県	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(調査指導延件数)									
	処 理 済	-								
	翌年度へ繰越	-								
西 部	計	16	-	16	1	1	4	-	10	-
	(調査指導延件数)			(16)	(1)	(1)	(4)		(10)	
	処 理 済	16		16	1	1	4		10	
	翌年度へ繰越	-								
西 部 広 島	計	82	-	82	8	4	13	-	55	4
	(調査指導延件数)			(82)	(8)	(4)	(13)	(-)	(55)	(4)
	処 理 済	82		82	8	4	13		55	4
	翌年度へ繰越	-								
西 部 呉	計	5	1	4	-	-	-	-	5	-
	(調査指導延件数)		(1)	(4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(5)	(-)
	処 理 済	2		2	-	-	-	-	2	-
	翌年度へ繰越	3	1	2	-	-	-	-	3	-
西 部 東	計	2	-	2	-	1	-	-	-	1
	(調査指導延件数)		(-)	(2)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)
	処 理 済	2		2	-	1	-	-	-	1
	翌年度へ繰越	-								
東 部	計	11	-	11	-	1	3	-	7	-
	(調査指導延件数)			(11)		(1)	(3)		(7)	
	処 理 済	11		11		1	3		7	
	翌年度へ繰越	-								
東 部 福 山	計	5	-	5	1	2	2	-	-	-
	(調査指導延件数)		(-)	(5)	(1)	(2)	(2)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	5		5	1	2	2		-	-
	翌年度へ繰越	-								
北 部	計	15	-	15	1	-	-	1	12	-
	(調査指導延件数)		(-)	(15)	(1)	(-)	(-)	(1)	(12)	(-)
	処 理 済	13		13	1	-	-	1	10	-
	翌年度へ繰越	2		2				2		

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和4年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
全 県	75	27	48
対 応 件 数	西 部	8	3
	西 部 広 島	12	3
	西 部 呉	3	-
	西 部 東	10	4
	東 部	26	6
	東 部 福 山	4	4
北 部	12	7	5

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和5年3月31日現在)

市 町 項 目	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
硫 黄 酸 化 物	24	8	5	-	8	1	1	1
	(8)	(1)	(1)	(-)	(3)	(1)	(1)	(1)
うち簡易測定法	17	7	5	-	5	-	-	-
窒 素 酸 化 物	56	14	7	-	21	10	1	3
	(12)	(2)	(1)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
うち簡易測定法	45	12	7	-	17	7	-	2
一 酸 化 炭 素	1	-	-	-	-	1	-	-
	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
光 化 学 オ キ シ ダ ント	13	2	3	-	4	2	1	1
	(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質	27	2	3	-	17	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質	6	1	1	-	2	1	-	1
	(6)	(1)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(1)
炭 化 水 素	3	-	1	-	1	1	-	-
	(3)	(-)	(1)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん	25	9	4	-	6	6	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん	1	1	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
風 向 速	13	2	2	-	4	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
温 度	4	1	-	-	1	1	-	1
	(3)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
日 射 量	4	1	-	-	1	1	-	1
	(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和4年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
		15	-	7	-	5	3	-	-
情 報	西 部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 広 島	広島	1	-	-	-	1	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	東 部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-
		三原	3	-	1	-	1	1	-
		尾道	2	-	2	-	-	-	-
松永		1	-	1	-	-	-	-	
備北		-	-	-	-	-	-	-	
東 部 福 山	福山	4	-	2	-	1	1	-	
	福山北部	1	-	-	-	1	-	-	
	府中	3	-	1	-	1	1	-	
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	
区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
		4	-	2	-	2	-	-	-
注 意 報	西 部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 広 島	広島	-	-	-	-	-	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	東 部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-
		三原	-	-	-	-	-	-	-
		尾道	1	-	1	-	-	-	-
松永		1	-	1	-	-	-	-	
備北		-	-	-	-	-	-	-	
東 部 福 山	福山	-	-	-	-	-	-	-	
	福山北部	1	-	-	-	1	-	-	
	府中	1	-	-	-	1	-	-	
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が ≥ 0.10 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が ≥ 0.12 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況【西部】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(渡ノ瀬貯水池流入前、玖島川河口、渡ノ瀬貯水池、小瀬川貯水池)	12回
		永慶寺川(下浜)	
		御手洗川(金剛寺)	
		可愛川(可愛)	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		濁	海 域
海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)		2回
	—		
	—		
地 下 水	廿日市市(2カ所)		1回
環 境 ホ ル モ ン 調 査	—		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	解体現場(1ヶ所)、廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	酸 性 雨	—	
	そ の 他	—	
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	大竹市(油見公園)、廿日市市(桂公園)	2回
	水 質	—	
	底 質	—	
	土 壌	—	

(7) 環境調査の実施状況【西部広島】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川(江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
濁	海 域	—	
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(安芸高田市1箇所, 北広島町2箇所)	3回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	
そ の 他	—		
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	—	
	底 質	—	
	土 壌	熊野町	1回

(7) 環境調査の実施状況【西部呉】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		—	
		海 域	—
	海 水 浴 場	—	
		—	
		—	
		—	
	地 下 水	井戸(江田島市能美町中町2136番地)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	—	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	酸 性 雨	—	
	そ の 他	—	
	騒 音 調 査	—	
	土 壌 汚 染	—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	—	
	水 質	—	
	底 質	—	
	土 壌	—	

(7) 環境調査の実施状況【西部東】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖 沼 を 含 む)	6河川、15地点	12回
		沼田川:入野川、入野川下流、棕梨川	
		黒瀬川:三永貯水池入口、高尾、温井川、古河川2、松坂川、 樋の詰橋、イラスケ川	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口、朝日橋	
		—	
		—	
		—	
	海 域	安芸津・安浦地先3地点、燧灘北西部8地点	12回
	濁 海 水 浴 場	大串海水浴場	2回
		—	
—			
—			
地 下 水	東広島市 2か所	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川 2か所	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、竹原高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、広島県東広島庁舎	1回
	酸 性 雨	—	
	そ の 他	—	
騒 音 調 査	竹原市 8か所 東広島市 81か所	1回	
土 壌 汚 染	—		
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校、竹原高校	2回
	水 質	朝日橋、燧灘北西部	1回
	底 質	燧灘北西部	1回
	土 壌	—	

(7) 環境調査の実施状況【東部】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小原橋上(沼田川)	12回
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
		—	
		—	
	—		
	—		
	海 域	燧灘北西部7ヶ所	12回
海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3回	
	すなみ海浜公園	3回	
	しまなみビーチ	3回	
	—		
地 下 水	三原市, 尾道市, 世羅町 各1ヶ所	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川), 大田川	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町, 尾道東高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町, 解体現場3ヶ所, 廃棄物処理施設	1回
	酸 性 雨	—	
	そ の 他	—	
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園, 尾道東高校	2回
	水 質	潮止め堰上(沼田川)	1回
	底 質	—	
	土 壌	—	

(7) 環境調査の実施状況【東部福山】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川: 芦田川・赤屋川下流	12回
		河川: 芦田川・御調川3	12回
		河川: 高梁川・帝釈川河口	12回
		湖沼: 三河貯水池(上層・中層・下層)	12回
		湖沼: 帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	12回
		出口川(4地点)	12回
		出口川(1地点)	4回
		見谷川(1地点)	2回
		—	
		—	
	—		
	—		
	—		
	海 域	—	
	海 水 浴 場	—	
		—	
—			
—			
地 下 水	定期モニタリング 3地点、概況調査 2地点	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	芦田川(御調川)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	0回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	鵜飼工業団地 2地点	1回
	酸 性 雨	—	0回
	そ の 他	—	0回
騒 音 調 査		—	0回
土 壌 汚 染		—	0回
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府中市教育センター	1回
	水 質	—	0回
	底 質	—	0回
	土 壌	—	0回

(7) 環境調査の実施状況【北部】

(令和4年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	江の川水系 上下川(上下川河口)	12回
		江の川水系 馬洗川(志幸)	12回
		江の川水系 美波羅川(美波羅川)	12回
		江の川水系 川北川(川北川河口)	12回
		江の川水系 西城川(川北川下流)	12回
		江の川水系 比和川(比和川)	12回
		江の川水系 板木川(板木川)	12回
		—	
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	海 域	—	
	海 水 浴 場	—	
		—	
—			
—			
地 下 水	三次市内2地点、庄原市2地点	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	江の川水系 馬洗川(志幸)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	1回
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回
	そ の 他	—	
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	2回
	水 質	—	
	底 質	—	
	土 壌	—	

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和5年3月31日現在)

区分		総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
し尿処理施設	施設数	6	-	1	-	-	5	-	-
	立入検査件数	5	-	1	-	-	4	-	-
ごみ処理施設	施設数	21	-	5	-	-	16	-	-
	立入検査件数	5	-	5	-	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	5	-	-	-	-	5	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	37	6	12	5	7	6	1	-
	立入検査件数	34	8	10	7	2	6	1	-
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	2	-	-	-	2	-	-	-
	立入検査件数	2	-	-	-	2	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	71	-	10	3	12	36	10	-
	立入検査件数	11	-	-	1	2	8	-	-

(注)立入検査件数は、令和4年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【全県】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管		
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)	
総 数 (a + b)	2,344	60	93	338	26	1,839	27	39	4	2	4	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	2,091	42	91	307	24	1,722	25	38	3	2	4
	うち積替え保管を含むもの('a)	147	23	2	23	4	254	2	2	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	253	18	2	31	2	117	2	1	1	-	-
	中間処理業(c)	231	17	2	30	2	111	2	1	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	13	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	9	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	2,128	39	90	309	23	1,606	26	36	4	2	3	
産業 廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1,897	25	88	280	21	1,497	24	35	3	2	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	131	15	1	17	3	219	2	1	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	231	14	2	29	2	109	2	1	1	-	-
	中間処理業(c)	212	13	2	28	2	103	2	1	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	10	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	9	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	216	21	3	29	3	233	1	3	-	-	1	
特別 管理 産業 廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	194	17	3	27	3	225	1	3	-	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	16	8	1	6	1	34	-	1	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	22	4	-	2	-	8	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	19	4	-	2	-	8	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	228	14	6	39	2	162	-	4	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	194	10	5	31	1	144		4		
	うち積替え保管を含むもの('a)	30	7		7		66				
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	34	4	1	8	1	18	-	-	-	-
	中間処理業(c)	32	4	1	8	1	18				
	中間処理・最終処分業(d)										
	最終処分業(e)	2									
小計 (a + b)	206	10	6	34	2	134	-	3	-	-	
産業廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	173	6	5	26	1	118		3		
	うち積替え保管を含むもの('a)	24	4		3		49				
	処分業 (b ; b = c + d + e)	33	4	1	8	1	16	-	-	-	-
	中間処理業(c)	31	4	1	8	1	16				
	中間処理・最終処分業(d)										
	最終処分業(e)	2									
小計 (a + b)	22	4	-	5	-	28	-	1	-	-	
特別管理産業廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	21	4		5		26		1		
	うち積替え保管を含むもの('a)	6	3		4		17				
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	中間処理業(c)	1					2				
	中間処理・最終処分業(d)										
	最終処分業(e)										

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部広島】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	300	16	11	35	6	208	10	5	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	251	10	11	31	6	188	9	5	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	38	8	-	3	1	65	2	2	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	49	6	-	4	-	20	1	-	-	-
	中間処理業(c)	47	6	-	4	-	18	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
小計 (a + b)	275	10	11	32	6	180	9	4	-	-	
産業 廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	229	6	11	29	6	163	8	4	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	35	6	-	2	1	53	2	1	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	46	4	-	3	-	17	1	-	-	-
	中間処理業(c)	44	4	-	3	-	15	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
小計 (a + b)	25	6	-	3	-	28	1	1	-	-	
特別 管理 産業 廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	22	4	-	2	-	25	1	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	3	2	-	1	-	12	-	1	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	2	-	1	-	3	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	1	-	3	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部呉】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	34	-	-	4	-	9	-	1	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	26	-	-	4	-	8	-	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	33	-	-	4	-	9	-	1	-	-	-
産業 廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	25	-	-	4	-	8	-	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部東】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管		
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)	
総 数 (a + b)	406	20	14	53	5	261	3	7	3	1	4	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	352	13	13	48	5	228	3	7	2	1	4
	うち積替え保管を含むもの('a)	11	4	2	2	2	28	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	54	7	1	5	-	33	-	-	1	-	-
	中間処理業(c)	52	6	1	5	-	32	-	-	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	360	14	13	44	4	211	3	7	3	1	3	
産業廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	313	8	12	39	4	181	3	7	2	1	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	10	3	1	2	1	27	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	47	6	1	5	-	30	-	-	1	-	-
	中間処理業(c)	45	5	1	5	-	29	-	-	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	46	6	1	9	1	50	-	-	-	-	1	
特別管理産業廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	39	5	1	9	1	47	-	-	-	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	7	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	7	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	485	-	20	57	2	193	3	16	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	424	-	20	50	2	172	3	16	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	4	-	32	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	61	-	-	7	-	21	-	-	-	-
	中間処理業(c)	49	-	-	6	-	18	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	9	-	-	1	-	2	-	-	-	-
	最終処分業(e)	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-
小計 (a + b)	443	-	20	57	1	180	3	16	-	-	-
産業廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	388	-	20	50	1	159	3	16	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	38	-	-	4	-	32	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	55	-	-	7	-	21	-	-	-	-
	中間処理業(c)	46	-	-	6	-	18	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	-	2	-	-	-	-
	最終処分業(e)	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-
小計 (a + b)	42	-	-	-	1	13	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	36	-	-	-	1	13	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部福山】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	729	8	36	127	8	869	11	3	1	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	708	7	36	123	7	859	10	2	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	9	2	-	3	-	22	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	21	1	-	4	1	10	1	1	-	-
	中間処理業(c)	20	1	-	4	1	10	1	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物A	小計 (a + b)	665	4	34	116	7	761	11	2	1	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	646	4	34	113	6	751	10	1	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	1	-	2	-	19	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	19	-	-	3	1	10	1	1	-	-
	中間処理業(c)	18	-	-	3	1	10	1	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別管理産業廃棄物B	小計 (a + b)	64	4	2	11	1	108	-	1	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	62	3	2	10	1	108	-	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	1	-	3	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【北部】

(令和5年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	162	2	6	23	3	137	-	3	-	1	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	136	2	6	20	3	123	-	3	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	18	2	-	4	1	40	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	26	-	-	3	-	14	-	-	-	-
	中間処理業(c)	26	-	-	3	-	14	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	146	1	6	22	3	131	-	3	-	1	
産業 廃棄物A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	123	1	6	19	3	117	-	3	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	14	1	-	4	1	38	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	23	-	-	3	-	14	-	-	-	-
	中間処理業(c)	23	-	-	3	-	14	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	16	1	-	1	-	6	-	-	-	-	
特別 管理 産業 廃棄物B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	13	1	-	1	-	6	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	1	-	-	-	2	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和4年度末時点の所管業者の許可件数及び令和4年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和4年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和4年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和4年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和4年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録・ 許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数		
					廃止	その他	
全 県	引 取 業	32	1	15	-	-	9
	フロン類回収業	17	1	10	-	1	6
	解体業	6	-	-	-	-	3
	破 碎 業	3	-	-	-	-	3
	合 計	58	2	25	-	1	21
西 部	引 取 業	21	-	11	-	-	15
	フロン類回収業	6	-	3	-	1	2
	解体業	2	-	-	-	-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	1
	合 計	30	-	14	-	1	18
西 部 広 島	引 取 業	32	1	15	-	-	9
	フロン類回収業	17	1	10	-	1	6
	解体業	6	-	-	-	-	3
	破 碎 業	3	-	-	-	-	3
	合 計	58	2	25	-	1	21
西 部 呉	引 取 業	1	-	1	-	-	-
	フロン類回収業	1	-	1	-	-	-
	解体業	-	-	-	-	-	-
	破 碎 業	-	-	-	-	-	-
	合 計	2	-	2	-	-	-
西 部 東	引 取 業	52	8	17	0	1	-
	フロン類回収業	29	3	8	0	-	-
	解体業	10	-	-	0	-	-
	破 碎 業	7	-	-	-	-	2
	合 計	98	11	25	-	1	2
東 部	引 取 業	35	5	18	0	-	11
	フロン類回収業	17	3	10	0	-	4
	解体業	11	1	-	0	-	2
	破 碎 業	4	-	1	-	-	3
	合 計	67	9	29	-	-	20
東 部 福 山	引 取 業	15	1	7	-	-	1
	フロン類回収業	7	1	2	-	-	-
	解体業	2	-	-	-	-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	-
	合 計	25	2	9	-	-	1
北 部	引 取 業	20	1	-	0	-	7
	フロン類回収業	9	-	-	0	-	3
	解体業	3	-	-	0	-	-
	破 碎 業	3	-	-	-	-	-
	合 計	35	1	-	-	-	10

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和4年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【全県】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査				
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者				
										事業者	処分業者	事業者	処分業者						
施設数合計	372	39	333	-	2	9	-	2	-	-	2	5	38	67	9	14			
中間処理施設数	小計				323	14	309	-	2	9	-	1	-	2	5	28	57	2	6
	汚泥	脱水	15	4	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	14	1	13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	3	1	2	
	廃油	油水分離	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	14	1	13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破砕	45	-	45	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	4	-	-	
		焼却	13	-	13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
	木くず・がれき類	破砕	196	2	194	-	2	2	-	1	-	-	2	4	-	43	-	-	
	木くず・その他	焼却	19	4	15	-	-	1	-	-	-	-	-	1	6	4	-	2	
	その他		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	最終処分場施設数	小計				49	25	24	-	-	-	1	-	-	-	10	10	7	8
安定型		38	18	20	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	8	3	6		
管理型		11	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	4	2		
PCB廃棄物保管事業所	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	215	-	-	-		
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者			
										事業者	処分業者	事業者	処分業者					
施設数合計	47	14	33	-	2	3	-	-	-	-	-	-	28	12	2	1		
中間処理施設数	小計				43	13	30	-	2	3	-	-	-	-	28	12	2	-
	汚泥	脱水	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破砕	8	-	8	-	-	2	-	-	-	-	-	3	3	-	-	
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	木くず・がれき類	破砕	19	2	17	-	2	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
	木くず・その他	焼却	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計				4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	安定型	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	管理型	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-		
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部広島】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	50	-	50	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	10	-	1	
中間処理施設数	小計				47	-	47	-	-	-	-	2	-	10	-	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	木くず・がれき類	破砕	28	-	28	-	-	-	1	-	-	-	1	-	5	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	安定型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部呉】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	17	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
中間処理施設数	小計				14	1	13	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	汚泥	脱水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	木くず・その他	焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部東】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	62	10	52	-	-	4	-	1	-	-	-	-	10	28	3	3	
中間処理施設数	小計		50	-	50	-	-	4	-	-	-	-	-	20	-	3	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	3	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	3	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-
	木くず・その他	焼却	3	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計		12	10	2	-	-	-	1	-	-	-	10	8	3	-	
	安定型	安定型	8	6	2	-	-	-	1	-	-	-	4	8	1	-	
		管理型	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2	-	
PCB廃棄物保管事業所	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	127	14	113	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	3	9	
中間処理施設数	小計				101	-	101	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	18	-	18	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	木くず・がれき類	破砕	59	-	59	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	木くず・その他	焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				26	14	12	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6
	安定型	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5
	管理型	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部福山】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	-	-	
中間処理施設数	小計				42	-	42	-	-	-	-	-	1	-	6	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【北部】

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	26	-	26	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	6	1	-	
中間処理施設数	小計				26	-	26	-	-	-	-	2	1	-	6	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	19	-	19	-	-	-	-	-	-	2	1	-	5	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	安定型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和4年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するもの施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和4年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
			うち中間処理施設	うち埋立処分場												
1	有害物質排出事業所立入検査	11	13	-	4	24	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	27	31	5	23	71	-	-	4	-	2	3	3	2	1	
3	産業廃棄物処理業立入検査	201	282	160	18	3	-	-	1	1	4	15	17	13	4	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	6	11	-	11	21	-	-	1	-	-	2	2	-	2
		処理業者	24	48	-	40	98	-	-	1	4	-	1	4	3	1
5	建設業立入検査	298	319	-	-	2	-	-	-	18	4	3	1	1	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	10	19	10	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	17	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	33	74	-	-	2	-	-	2	-	5	-	9	9	-	
9	焼却施設立入検査	16	36	29	-	13	-	-	-	1	1	-	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	8回	81台				-	-	-	12	2	11	20	20	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	11回	48件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	35回	67件				-	-	-	-	-	5	5	5	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	10回	35件				-	-	4	-	2	3	3	2	1	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	6	6	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	97	212	1	9	-	-	7	13	5	29	23	16	7	
		処理業者	24	56	31	-	-	-	1	1	1	7	8	13	11	2
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	17	11	4	7	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	7	10	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	27	31	2	-	3	-	-	-	-	-	3	3	3	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	6	9				-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	14	15				-	-	-	-	-	1	1	1	-
合計		908	1,450	248	125	247	-	1	21	51	32	84	105	87	18	

産業廃棄物事案等による立入件数	234
-----------------	-----

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 - 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査														
2	公害防止協定事業所立入検査	5	6	5											
3	産業廃棄物処理業立入検査	38	57	24	7						5	6	3	3	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	2	4									
		処理業者	3	10	10	47				2			3	3	
5	建設業立入検査	20	23												
6	県外産廃事前協議確認立入検査														
7	医療廃棄物排出事業所立入検査														
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	4	5					1				1	1		
9	焼却施設立入検査	5	10	10	4										
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	2回	37台						9	2	7	17	17		
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	2回	2件												
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	4件												
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	1回	1件												
14	スカイパトロールのフォローアップ調査														
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	16	41					2	2	11	14	8	6	
		処理業者	6	10	2					2	4	4	4		
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	3	3	2	1										
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	3	3	2	1										
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入														
19	その他事業所立入検査	3	4	2	3						1	1	1		
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者													
		許可業者	1	1							1	1	1		
合計		114	219	47	21	58	-	-	1	13	6	29	47	38	9

産業廃棄物事案等による立入件数	40件
-----------------	-----

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 - 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部広島】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	50	76	46	6	3	-	-	-	-	-	2	5	4	1
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	2	6	-	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	74	74	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	6	14	10	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	9	30	-	-	2	-	-	1	-	3	-	6	6	-
9	焼却施設立入検査	2	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	2回	15台				-	-	-	-	-	1	1	1	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	3回	16件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	28	41	-	-	-	-	1	1	3	2	6	5	1
		処理業者	9	29	29	-	-	-	1	1	-	3	4	7	5
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	15	26	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
合計		207	340	88	20	13	-	1	3	1	9	11	27	23	4

産業廃棄物事案等による立入件数	55件
-----------------	-----

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部圏】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数
			うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査	2	8	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査	6	15	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	3	7	-	7	12	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	66	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	1回	12台			-	-	-	1	-	1	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	1回	11件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	4件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	1回	4件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	2	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	2	2			-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-
合計		91	164	15	7	34	-	-	-	1	-	1	-	-

産業廃棄物事案等による立入件数	25件
-----------------	-----

(記入要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部東】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容				
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
			うち中間処理施設	うち埋立処分場												
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	産業廃棄物処理業立入検査	27	33	17	2	-	-	1	-	4	3	6	6	-		
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	3	6	-	6	15	-	-	1	-	-	2	2	-	2
		処理業者	6	12	-	12	21	-	-	1	-	-	1	1	-	1
5	建設業立入検査	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	12	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-		
9	焼却施設立入検査	3	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-		
10	産業廃棄物運搬車両検査 (回数・台数)	-回	-台				-	-	-	-	-	-	-	-		
11	不法投棄等監視ランドパトロール (回数・件数)	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-		
12	不法投棄等監視スカイパトロール (回数・件数)	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-		
13	不法投棄等監視シーパトロール (回数・件数)	1回	2件				-	-	-	-	-	-	-	-		
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	13	22	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-		
		処理業者	1	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	4	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	3	6				-	-	-	-	-	-	-		
		許可業者	3	4				-	-	-	-	-	-	-		
合計		98	142	21	26	39	-	-	3	-	7	9	15	12	3	

産業廃棄物事案等による立入件数	2件
-----------------	----

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査	4		4	11										
2	公害防止協定事業所立入検査	16		23	41			4		2	3	3	2	1	
3	産業廃棄物処理業立入検査	17	17												
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者													
		処理業者	8	8											
5	建設業立入検査	2	2												
6	県外産廃事前協議確認立入検査	4	5		10										
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	3	19												
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	-	-												
9	焼却施設立入検査	1	4												
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	1回	5台												
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	1回	1件												
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	29回	44件							5	5	5			
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	7回	28件	3	1			4		2	3	3	2	1	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	5	5	1	4										
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	2	10	1	9									
		処理業者													
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	8													
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入														
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	3	3												
19	その他事業所立入検査	8													
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者													
		許可業者	3	3											
合計		122	154	5	41	62	-	-	8	-	4	11	11	9	2

産業廃棄物事案等による立入件数	20件
-----------------	-----

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 - 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部福山】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査	7	13	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	13	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	12	24	22	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	1	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査	51	51	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	8	12	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	
9	焼却施設立入検査	3	13	13	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査 (回数・台数)	2回	12台				-	-	-	2	-	2	2	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール (回数・件数)	2回	8件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール (回数・件数)	1回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール (回数・件数)	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	15	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	
合計		118	216	35	7	27	-	-	-	2	1	3	4	4	-

産業廃棄物事案等による立入件数	20件
-----------------	-----

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 - 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【北部】

(令和4年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数
			うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査	51	60	36	-	-	-	-	1	-	5	-	-	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	1	2	-	2	11	-	-	-	2	-	-	-
5	建設業立入検査	65	70	-	-	-	-	-	18	4	2	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査	2	4	4	-	3	-	-	-	1	1	-	1	1
10	産業廃棄物運搬車両検査 (回数・台数)	-回	-台				-	-	-	-	-	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール (回数・件数)	2回	10件				-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール (回数・件数)	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール (回数・件数)	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	21	45	-	-	-	6	10	-	13	-	-	-
		処理業者	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	6	6				-	-	-	-	-	-	-
合計		158	215	40	4	14	-	-	6	34	5	20	1	1

産業廃棄物事案等による立入件数	72件
-----------------	-----

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 - 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上する。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和4年度)

	種 類	協 議 件 数	承 認 件 数	搬 出 元 都 道 府 県 数	搬 出 元 都 道 府 県 名	協 議 さ れ た 廃 棄 物 の 種 類 名	県 外 産 業 廃 棄 物 の 処 分 業 者 名	不 承 認 件 数	不 承 認 し た 理 由	
中 間	西部	産廃	105	105	10	岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、熊本県、大阪府、愛知県、栃木県	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、廃電気機械器具	NIH(株)、安田金属(株)、架材産業(株)、(株)きやま、(株)サニックス、(株)シンテツ、(株)マエダ、(株)都市ビルサービス、広兼産業(株)、広島炭化工業(株)、中国高圧コンクリート工業(株)、日本製紙(株)大竹工場	-	
		特管	-	-	-					
		計	105	105	10		計 12 種類		-	
	西部広島	産廃	372	372	19	愛媛県、大阪府、岡山県、香川県、岐阜県、京都府、熊本県、高知県、滋賀県、島根県、徳島県、鳥取県、富山県、奈良県、兵庫県、福岡県、三重県、山口県、和歌山県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、かみくず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、ばいじん、建設混合廃棄物	Kazu-Tech(有)、Okada(株)、㈱環境開発公社、喜楽鋳業㈱、㈱下岡タイヤ産業、㈱竹下生コン、殿林物流サービス㈱、㈱ともやま商店、中村砕石㈱、西日本リネンサプライ㈱、広島炭化工業㈱、㈱マルシン	-	
		特管	188	188	9	愛媛県、岡山県、香川県、高知県、島根県、徳島県、鳥取県、兵庫県、山口県	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害汚泥、特定有害廃酸	喜楽鋳業㈱	-	
		計	560	560	28		計 21 種類		-	
	西部呉	産廃	2	2	2	山口県、兵庫県	がれき類	博栄興産(株)、(株)フルサワ	-	
		特管	-	-	-					
		計	2	2	2		計 1 種類		-	
	西部東	産廃	201	201	26	群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、鉱さい、がれき類、ばいじん、建設混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物、廃電気機械器具	株式会社 きやま商会、株式会社 こっごー、株式会社 スナダ、株式会社 ヒロエー、株式会社 南州科学、光陽建設株式会社、三井金属鋳業株式会社、東邦商事株式会社、東邦亜鉛株式会社、東邦製鋼株式会社、有限会社 トラスト、有限会社 丸津商店	-	
		特管	106	106	19	福島県、千葉県、東京都、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県	鉛蓄電池、可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ、特定有害ばいじん	株式会社 ヒロエー、株式会社 南州科学、三井金属鋳業株式会社、東邦製鋼製錬株式会社、有限会社 丸津商店	-	
		計	307	307	45		計 27 種類		-	
東部	産廃	518	518	15	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等	㈱岩村鋼材、㈱尾道開発、㈱三光建設、中国開発、㈱広島環境、㈱モトヒロ、前田道路㈱	-		
	特管	3	3	2	岡山県、兵庫県	引火性廃油	㈱尾道開発、㈱中国開発	-		
	計	521	521	17		計 10 種類		-		
東部福山	産廃	156	156	16	愛媛県、岡山県、宮城県、香川県、埼玉県、三重県、山口県、神奈川県、静岡県、大阪府、鳥取県、島根県、東京都、徳島県、福岡県、兵庫県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類、水銀使用製品産業廃棄物	岡山産興(株)、(株)オガワエコノス、(株)リアース、(株)上野、(株)中国開発、神石砕石(株)	-		
	特管	27	27	2	岡山県、山口県	感染性産業廃棄物、可燃性廃油	(株)オガワエコノス、岡山産興(株)	-		
	計	183	183	18		計 17 種類		-		
北部	産廃	46	46	8	鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県	廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、鉱さい、金属くず、汚泥、混合廃棄物	旭有機材㈱、㈱下井建設、三次衛生工業社㈱、岩倉産業㈱、㈱セルダムコーポレーション、(有)金本商店、西城運輸砕石㈱、(有)扇工業、(有)クリーンみよし	-		
	特管	41	41	1	大阪府	感染性廃棄物	三次振興企業㈱	-		
	計	87	87	9		計 11 種類		-		
最 終	西部	産廃	28	28	2	山口県、島根県	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業㈱	-	
		特管	-	-	-					
		計	28	28	2		計 5 種類		-	
西部広島	産廃	10	10	3	静岡県、兵庫県、岡山県	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	㈱西部興産	-		
	特管	-	-	-						
	計	10	10	3		計 5 種類		-		
西部呉	産廃	-	-	-						
	特管	-	-	-						
	計	-	-	-		計 - 種類		-		
西部東	産廃	56	56	15	福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、建設混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物	光陽建設株式会社	-		
	特管	-	-	-						
	計	56	56	15		計 6 種類		-		
東部	産廃	31	31	13	栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類	岩多陸連(有)ジェイ・イー・ビー協同組合(有)モトヒロ	-		
	特管	-	-	-						
	計	31	31	13		計 4 種類		-		
東部福山	産廃	4	4	3	岡山県、兵庫県、京都府	がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類の混合物	(株)リアース	-		
	特管	-	-	-						
	計	4	4	3		計 6 種類		-		
北部	産廃	-	-	-						
	特管	-	-	-						
	計	-	-	-		計 - 種類		-		

(記入要領) 1 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和4年9月30日	西部厚生環境事務所	書面開催	広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署、広島森林管理署、広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、山県警察署、西部総務事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所、広島港湾振興事務所、産業廃棄物対策課	28機関	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱改正について ・合同パトロール実施要領について ・令和3年度の取組状況、事案対応及び令和4年度の取組状況・予定について ・不適正な行為を行っている事業者に係る情報提供 ・不法投棄監視強化対策事業について
令和4年9月30日	西部厚生環境事務所	書面開催	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱改正について ・合同パトロールの実施について ・令和3年度の取組状況等及び令和4年度の取組状況・予定その他情報提供
令和5年2月9日	西部厚生環境事務所 呉支所	書面開催	広島海上保安部、呉海上保安部、呉警察署、江田島警察署、広島警察署、呉市、江田島市、西部総務事務所呉支所、西部農林水産事務所呉農林事業所、西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、広島港湾振興事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の不法投棄等の状況 ・呉地区の主な不法投棄等の状況 ・不法投棄監視強化対策事業 ・呉地区の不法投棄対策等の取組 ・廃棄物不適正処理の事例
令和4年9月5日	尾三地域廃棄物対策 推進協議会	書面開催	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部県税事務所尾道分室・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部教育事務所・東部厚生環境事務所	16	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県における不法投棄対策等について ・令和3年度管内の不法投棄・野外焼却について ・管内市町における不法投棄防止体制の整備について ・令和4年度廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について
令和4年9月30日	福山地域廃棄物 不法投棄防止連絡協議 会	書面	市町、河川国道事務所、海上保安署、森林管理署、郵便事業(株)福山支所、福山市農業協同組合、関係警察署、広島県	—	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度協議会パトロール実施計画について 情報提供等 広島県産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和元年度) 令和3年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況 広島県産業廃棄物対策課情報提供資料 各機関の不法投棄防止取組状況 令和3年度協議会パトロール実施報告
令和4年9月29日	北部厚生環境事務所 環境管理課	書面開催	三次河川国道事務所、三次市、庄原市、三次警察署、庄原警察署、北部総務事務所、北部農林事務所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所、北部畜産事務所、北部厚生環境事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度不法投棄等防止の取組状況 ・各機関が把握している未解決の不法投棄等 ・不法投棄監視強化対策事業 ・令和3年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況等 ・令和4年度の事業計画・情報提供 ・協議会規約、要領の改正について

試験検査業務

(別紙)

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和4年度)

検査項目		合計	西部	東部福山		
感染症関係細菌学的検査	合計 A	228	224	4		
	赤痢菌	-	-	-		
	コレラ菌	-	-	-		
	チフス・パラチフス菌	-	-	-		
	その他	201	197	4		
	その他	27	27	-		
食品衛生関係検査	合計 B	944	587	357		
	食中毒	小計	78	65	13	
		細菌学的検査	78	65	13	
		理化学的検査	-	-	-	
		その他	-	-	-	
	食品等	細菌学的検査	小計	605	403	202
			成分規格	131	71	60
			指導基準※	258	135	123
			かき	185	180	5
			精度管理	17	7	10
		その他	14	10	4	
		理化学的検査	小計	261	119	142
			成分規格	54	16	38
			添加物使用基準	168	77	91
残留農薬・有機スズ			26	16	10	
その他	13		10	3		
環境保全関係検査	合計 C	1,476	737	739		
	工場・事業場排水	小計	1,156	550	606	
		細菌学的検査	366	203	163	
		理化学的検査	一般項目・栄養塩等	564	280	284
			重金属等有害物質	198	39	159
			VOC等有害物質	28	28	-
	その他	-	-	-		
	廃棄物	小計	292	165	127	
		細菌学的検査	4	4	-	
		重金属等有害物質	102	58	44	
		VOC等有害物質	70	30	40	
		一般項目	116	73	43	
	その他	-	-	-		
	大気	小計	12	12	-	
		煙道測定に伴うばい塵等	-	-	-	
		重油中硫黄分	-	-	-	
		その他	12	12	-	
	その他	小計	16	10	6	
重金属等有害物質		-	-	-		
一般項目		-	-	-		
その他		16	10	6		
その他	合計 D	-	-	-		
	医薬品等	-	-	-		
	その他	-	-	-		
合計 (A+B+C+D)	2,648	1,548	1,100			

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で検査項目の区分の異なる検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

(※)衛生規範は令和3年6月1日付で廃止されたため、広島県では微生物検査指導基準を定めて検査を実施している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和5年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等	
連	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会	
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会	
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保険健康課内	082-820-1504		
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111		
	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400		
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103		
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639		
	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911		
	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011		
	福山・府中地域保健対策協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311		
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258		健康づくり推進協議会
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605		
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639		
東広島市健康増進対策推進会議	739-8601	東広島市西条町栄町8-29	082-420-0936			
携	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	歯科衛生連絡協議会	
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633		
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853		
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市子ども安心課内	(0848)67-6061		
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960		
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127		
の	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	献血推進協議会	
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610		
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257		
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503		
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606		
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639		
	東広島市献血推進協議会		東広島市西条町栄町8-29	082-420-0936		
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234		
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177		
	福山市献血推進協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山市保健所健康推進課	084-928-3421		
	府中市献血推進協議会	726-8601	府中市府川町315 府中市市民課	0847-43-7207		
	広島県薬物乱用防止指導員 広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181		広島県薬物乱用 防止指導員協議会

た	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会		
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-30-9151			
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615			
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638			
	府中町民生児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162			
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町市上14-18 海田町社会福祉課内	082-823-9207			
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635			
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505			
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民課内	0826-28-2116			
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851			
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103			
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央5丁目1-35竹原市社会福祉課内	0846-22-2946			
	め	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市社会福祉課内		082-420-0932	
		大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町福祉課内		0846-62-0330	
		三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内		(0848)63-0570	
		尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内		(0848)38-9122	
		世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内		(0847)25-0072	
		府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市比谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内		(0847)47-1294	
		神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会		(0847)85-2330	
呉市社会福祉協議会		737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509			
の		大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	社会福祉協議会	
		廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294		
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941			
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501			
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278			
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294			
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855			
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611			
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226			
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680			
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509			
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5ふくしの駅内	082-423-2800			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108東広島市総合福祉センター内	082-423-2800			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011			
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201			
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9木江保健福祉センター内	0846-62-1718			
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会 大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7大崎老人福祉センター内	0846-64-4178			
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会 東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東の6625-1東野保険福祉センター内	0846-65-2210			
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター内	(0848)63-0570			
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385			
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162			
	福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330			
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市比谷町919-3 保健福祉総合センター リ・フレ内	0847-47-1294			
	神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 小島交流会館内	0847-85-2330			
	体	大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課内	0827-59-2153		地区歯科衛生連絡協議会
		廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610		

区分				団体の種類等	
職	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088	
	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館内	0823-22-2326	
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	
	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	082-422-3810	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27福富内科外科医院	082-430-1101	
	一般社団法人豊田郡医師会	725-0403	豊田郡大崎上島町中野1608-5寺元医院内	2846-64-2093	
	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)62-2283	
	尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷614-1 うらべ医院内	(0847)25-0116	
	福山市医師会	720-0032	福山市三吉町南二丁目11-25 福山市医師会館内	084-922-0243	
	府中地区医師会	726-0002	府中市鶉飼町496-1 府中地区医師会館内	0847-45-3505	
	松永沼隈地区医師会	729-0105	福山市南松永町二丁目8-12 保健福祉センター内	084-933-6299	
	深安地区医師会	720-2412	福山市加茂町下加茂993番地 せら医院内	084-972-2814	
	能	大竹市歯科医師会	739-0651	大竹市玖波一丁目5-2 川口歯科医院内	0827-57-7350
		佐伯歯科医師会	738-0034	廿日市市宮内北山1097-2 栗栖歯科クリニック	0829-37-1818
佐伯歯科医師会 廿日市支部		738-0034	廿日市市宮内4481-2 ソレイユ宮内 ふじた歯科	0829-37-4181	
安芸高田市歯科医師会		731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	
安芸歯科医師会		732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707	
山県郡歯科医師会		731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552	
呉市歯科医師会		737-0046	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ内	0829-25-4441	
竹原・豊田歯科医師会		725-0401	竹原市竹原町3552-7 三好歯科医院内	0846-22-0959	
一般社団法人東広島市歯科医師会		739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	0846-62-0064	
三原市歯科医師会		723-0017	三原市港町1-2-14 海田歯科医院内	(0848)62-2374	
尾道市歯科医師会		722-0017	尾道市門田町2-39 三藤歯科医院内	(0848)23-5533	
因島歯科医師会		722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3648	
竹原・豊田歯科医師会		722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195	
御調・世羅郡歯科医師会		722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222	
(社)福山市歯科医師会		721-0973	福山市南蔵王町六丁目19番34号	084-941-4444	
府中地区歯科医師会		729-3101	福山市新市町戸手701-7 たがみ歯科医院内	0847-52-5678	
神石郡歯科医師会		720-1812	神石郡神石高原町油木乙1821-1 宮本歯科医院内	0847-82-2110	

団	大竹市薬剤師会	739-0611	大竹市新町一丁目2-7おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会		
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300			
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055			
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440			
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255			
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695			
	竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-4943			
	一般社団法人竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0746-45-4943			
	一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	082-422-7340			
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)64-8079			
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353			
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792			
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340			
	(一社)福山市薬剤師会	720-0815	福山市野上町3-12-1	084-926-0588			
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222		看護協会	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524			
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543			
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522			
	公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町12-49-402	082-422-8858			
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)64-1616			
	(公社)広島県看護協会福山・府中支部	720-1131	福山市駅家町万能倉98-12セルティア101号	084-976-9300			
	体	西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会	—	—		—	栄養士会
		広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階		082-567-4410	
		広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階		082-567-4410	
		安芸地区地域活動栄養士会	—	—		—	
広島県栄養士会 芸予支部		—	個人宅につき掲載省略	—			
江田島市地域活動栄養士会		—	個人宅につき掲載省略	—			
公益社団法人 広島県栄養士会備後支部		722-8508	三原市須波ハイツ2-26-27 特別養護老人ホームすなみ荘	(0848) 69-0181			
三原栄養士会		723-0051	三原市宮浦一丁目15番1号 三原市医師会病院	(0848) 62-3113			
尾道地区病院栄養士会		729-0141	尾道市高須町735 医療法人高須会山本病院	(0848) 46-4669			
尾道地域栄養士会		722-0336	尾道市御調町江田447	(0848) 76-1110			
(公社)広島県栄養士会備後支部		723-0035	三原市須波ハイツ2-26-27 特別養護老人ホームすなみ荘内	0848-69-0181			
広島県歯科衛生士会廿日市地区会		—	—	—	歯科衛生士会		
広島県歯科衛生士会安芸地区会		732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864			
安芸地区地域歯科衛生士会		—	—	—			
広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	723-0015	三原市円一町3丁目9-195	(0848) 67-5588				
広島県歯科衛生士会福山・府中地区会	720-0834	福山市明王台5-4-34 戸室佳子	-				
団	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0034	廿日市市宮内4317-5 松村動物病院内	0829-30-7770	獣医師会		
	広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468			
	広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-554-6161			
	公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	広島県獣医師会ホームページをご覧ください	-			
	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6岡田動物病院内	0846-22-4488			
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)62-3434			
	(公社)広島県獣医師会福山支部	720-0073	福山市北吉津町3-11-11 (事務局:ハーツアニマルクリニック内)	084-926-3355			
	(公社)広島県獣医師会備後支部	729-3412	府中市上下町岡屋837 片山 孝 方	0847-62-3874			

区分				団体の種類等	
共同	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	
	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	
	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1177	
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央2丁目9-21	0846-22-8038	
	三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	
	府中食品衛生協会	728-0023	府中市元町1-5 府中市教育センター内	0847-46-3880	
神石郡食品衛生協会	729-3602	神石郡神石高原町永野3218 宮野 方	090-1182-9098		
食品衛生協会					
合業					
区分				団体の種類等	
自	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2153	
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	
	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	
	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 地域保健課	0823-25-3540	
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639	
	竹原市食生活改善推進員会	725-0025	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-7157	
	大崎上島町食生活改善推進員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0303	
	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	府中市食生活改善推進員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市健康推進課内	0847-47-1310	
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	地域公衆衛生推進協議会				
	主	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112
廿日市市公衆衛生推進協議会		738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	
廿日市市大野公衆衛生推進協議会		739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009	
廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会		738-0222	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
廿日市市吉和公衆衛生推進協議会		738-0301	廿日市市吉和3425-1 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	
廿日市市宮島公衆衛生推進協議会		739-0595	廿日市市宮島町1162-18 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
安芸高田市公衆衛生推進協議会		731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	
府中町公衆衛生推進協議会		735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242	
海田町公衆衛生推進協議会		736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225	
熊野町公衆衛生推進協議会		731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606	
坂町公衆衛生推進協議会		731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506	
安芸太田町公衆衛生推進協議会		731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960	
北広島町公衆衛生推進協議会		731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町町民課内	0826-72-0854	
呉市公衆衛生推進協議会		737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	
江田島市公衆衛生推進協議会		737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市地域支援課	0823-43-1637	
三原市公衆衛生推進協議会		723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	
尾道市公衆衛生推進協議会		722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
世羅町公衆衛生推進協議会		722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
公衆衛生推進協議会					

組	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0292	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124	精神障害者家族会	
	大野精神障害者家族会「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535		
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525		
	府中町精神障害者家族の会 ふちゆう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278		
	海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418		
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853		
	あおぞら家族会 (江田島市精神障害者家族会)	737-2213	江田島市大柿町大原字浜之内700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501		
	竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6 障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440		
	府中市精神保健福祉家族会 さつき会	726-0011	府中市広谷町919-3 障害福祉サービス事業所わかば内	0847-45-3370		
	神石高原町精神障害者家族会(やまぼうしの会)		会員宅	-		
織	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会	
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513		
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647		
	芸南断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	090-9735-6070		
	賀茂台地断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	082-432-3280		
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0656		
	尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437		
	府中断酒会(上下支所を含む)		会員宅	-		
	広島県薬物乱用防止指導員 安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		薬物乱用防止指導員協議会
	広島県薬物乱用防止指導員 芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400			
広島県薬物乱用防止指導員 尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011			
広島県薬物乱用防止指導員福山地区協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311			
母	三原市母子保健推進委員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会	
	世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0295		
そ の 他 団 体	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1(窓口:廿日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294	精神保健福祉ボランティアグループ	
	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市市津田4109(窓口:廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868		
	アンダンテ	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉センター内	0847-47-1310		
	みらくる会	726-0011	府中市広谷町929-3	0847-46-4133		
他 の 団 体	三原アレルギーの会ひだまり	729-0417	三原市本郷南5丁目23-1 三原市本郷福祉センター内	(0848)86-3607	アレルギーの会	
	心臓病の子どもを守る会	723-0051	三原市宮浦一丁目16-8	(0848)63-5412		
	ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005		